

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 (2) (29. 1 定)			
日 時	平成 2 9 年 3 月 3 日 (金)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 5 時 0 1 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	前田委員長、酒井（隆裕）副委員長、千葉、高橋（龍）・斉藤・ 酒井（隆行）・濱本・林下・新谷各委員		
説 明 員	市長、教育長、副市長、水道局長、総務・財政・産業港湾・ 生活環境・医療保険・福祉・建設・教育・ 病院局小樽市立病院事務各部長、産業港湾部参事、消防長、 会計管理者、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、 農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">書 記</div>			

～会議の概要～

○委員長

開会に先立ち、一言御挨拶を申し上げます。

先日の選挙におきまして、委員各位の御支持をいただき、委員長に就任しました前田でございます。もとより微力ではありますが、副委員長ともども公正にして円滑な委員会運営のため、最善の努力を尽くす所存でございますので、委員各位はもとより、市長及び説明員の皆様の御協力をお願いいたします。

なお、副委員長には酒井隆裕委員が選出されておりますことを御報告いたします。

また、傍聴にいらした方々につきましては、本日は小樽市議会第 1 回定例会予算特別委員会を傍聴していただきまして、ありがとうございます。受け付けの際、傍聴される皆様へということで、傍聴に当たって守っていただきたい事項を記載した書面を配付させていただいております。円滑な委員会運営のため、配付した書面の内容に従っていただけない場合はそれを制止し、さらに従っていただけない場合は退場していただくこととなりますので、御留意いただきますようお願い申し上げます。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、林下委員、新谷委員を御指名いたします。

昨日開催されました理事会におきまして、別紙お手元に配付のとおり、審査日程が決定いたしましたことを御報告いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。秋元委員が斉藤委員に、面野委員が高橋龍委員にそれぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、総括質疑に入ります。

なお、本日の順序は、自民党、公明党、共産党、民進党の順といたします。

自民党。

○酒井（隆行）委員

限られた時間ですので、端的に質問させていただきます。

◎除雪について

除雪についてです。

昨日の一般質問でも質問させていただきましたが、少々わかりづらい部分もありましたので、改めて質問させていただきます。

まず、バス路線について質問いたしました。バス路線でバスが運行できなくなったことについて、市民生活にどのような影響を与えたのかということで、どう把握をしているのか、それからどのように分析されているのかという質問に対して「バス会社はバスの走行に必要な幅員が確保されていないと判断し、迂回運行となった」ということで、これは原因を把握されているという意味で答弁されたかと思いますが、私が聞きたかったのは、どのように把握をして、それに基づいてどう分析されているのか、なぜそういうふうになったのかという部分でお聞きをしたので、もう一度その部分について答弁をしていただきたいと思います。

要は原因はバス会社が必要としている幅員と市がバスの走行に必要な幅員に差があったから、こういうことが起きたということで、バスの運行ができなくなったということになっているのかと思います。この幅員の差、要はバス会社が必要としている幅員と市が必要としているその幅員の差、これを具体的にどのように分析されているのか、なぜ市が押さえている幅員でバスが走行できなくなったのかという部分、どのように分析されているのか、答弁願います。

○（建設）雪対策課長

1月5日に最上線が迂回運行した件について、お答えいたします。

市ではパトロールを実施、目視で判断しております。その目視で判断した基準としましては、バス通りでございますので、バスがすれ違うことができるというようなところを目視で見えておいたところでございますが、市といたしましては、その間隔は除雪等の拡幅作業で確保できると考えて、大丈夫であると考えていたところでございますが、バス会社ではその幅員では危ないということととまったという形でございます、市の考え方としましては目視で、バスの交互通行は除雪等の対応によって可能であるというふうに考えたということでございます。

○酒井（隆行）委員

具体的に数字であらわしてください、どれぐらいでしょうか。

○（建設）雪対策課長

市で、排雪、バス路線であったり、そうでない路線も含めまして、排雪を行う必要な幅員という形で、数値的な基準等は持っておりません。

○酒井（隆行）委員

バスが運行できなくなったというのは事実です。その判断が間違っていたということで答弁をもらいました。今後、また同じような考え方でいくと、バスが運行できなくなるということも考えられるのではないですか。

○（建設）雪対策課長

1月初旬ですね、バスが迂回運行になったということにつきましては、大変重大なものだと考えておりまして、それから中央バスから、この路線は少し危ないです、狭くなってきて危ないですというような情報共有をさせていただいておりますので、それに従って排雪の計画なり準備というのをしておりますので、情報共有を密にしていこうということでございます。

○酒井（隆行）委員

私が聞いているのは、今後の対策ではないのです。どういうところに反省を置くべきか、原因があるわけですよ、バスが運行できなくなった。市の判断と差があった。その差はどれぐらいの数字であったのかということ聞いていたのですが、そういうことも分析されていないということでしょうか。

○（建設）雪対策課長

市で、現在も道路幅員幾らにしたらいという排雪を、道路を確保する、円滑に交通を流すためにいいという数値基準を持っておりませんので、数値的な差というようなことをお示しすることができませんが、とにかく中央バスとの情報共有を密にすることによって、このような事態を避けていくということでございます。

○酒井（隆行）委員

それは当然の話ですよ。それが今までできていなかったのではないですか。違いますか。私が聞いているのは、実際にあった話、それに対して、どういうふうに分析されているのか、今後どうしていくのかという部分で、バス会社と連携をとっていかなければいけないというのは、これまでやってこなければならなかったことではないですか。それが結果、バスの運行ができなくなった原因ではないですか。

○（建設）雪対策課長

これまで以上にバス会社との連携といいますか、情報をいただくということも含めまして、密にしていかなければいけないという反省は持っております。

○酒井（隆行）委員

これまで以上とは、どういうことですか。今までも、ではどれぐらいやっていたのでしょうか。

○（建設）雪対策課長

バス事業者には私どもから出向きまして、年度当初でございますけれども、バスが運行する上で狭くなりやすい

路線であったり、また雪山ですね、見通しがきかない雪山の箇所というようなことについて情報をいただいております。また我々と国道、道道の管理者が集まる会議にバス事業者からも来ていただきまして、いろいろな協議等を行っているところでございます。

○酒井（隆行）委員

それは、これまでやっていたことということですね。では、これからその頻度はどのようになっていくのでしょうか。

○（建設）雪対策課長

定期的にバス事業者の方から道路付近とか狭くなってきますと、ことしに関しましてはいろいろな情報をいただいておりますので、それを分析していくということでございますし、またシーズンがもう終盤になってきておりますが、シーズンが終わりましたら、来年度に向けての体制等についてもバス事業者ときちんと話していかなければいけないと考えております。

○酒井（隆行）委員

少ししつこく聞きましたけれども、きのうの答弁にもありました。約4,000人の方に御不便をおかけしたという数字もあります。非常に重大なことだと私は認識しております。同じく把握と分析ということで、約4,000人の市民に何らかの御不便という、大まかな答弁ですが、市としてはどのようにこの4,000人を分析されているのでしょうか。

○（建設）雪対策課長

4,000人の方に何らかの御不便をおかけしましたという前提条件が、バス事業者の方に聞いたところ、1日の乗降客数が2,000人ということで、2日間で4,000人ということにしております。その方々に何らかの御不便をかけたと考えているところですが、具体的に考えますと、バスが迂回運行をしてそのバス停には来ないということがわからないで、そのままバス停で待っていた方もいらっしゃるだろうし、また迂回運行した路線が、通称緑第二大通から緑第一大通に移っていますので、その間歩いて上り下りしなければならないような状況をつくった等が考えられます。

○酒井（隆行）委員

そうです。本当に重大なことだと私も認識しておりますし、起こってしまったことはもうどうしようもない事実として残ってしまいますが、やはりきちんと把握と分析をしていただいて、二度と起こさないような体制をつくっていただきたいと思っておりますので、まずこの件に関しては終わりますが、あと関連して、昨日、バス路線が運行できなくなった責任は誰にあるのかという質問をさせていただきました。

市長から、市の市政の執行責任者である私と、要は市長と雪対策本部長である副市長であるという答弁をいただきました。この責任に対しての処分は、どのように考えているのでしょうか。

○総務部長

現時点では、特に処分ということは考えてございませんけれども、やはり再発防止ということには努めていかなければならないというふうには考えてございます。

○酒井（隆行）委員

先ほども言いましたけれども、4,000人の方に迷惑をかけているのです。責任も認めているのです。でも、処分は考えていないというのは、どういうことでしょうか。しかもそれが、なぜ総務部長からの答弁になるのでしょうか。

○総務部長

一般に処分ということになりますと、役所の中では総務部が所管してございますので、そういった意味で私から答弁させていただきました。

○酒井（隆行）委員

一般ではないのです。市長と副市長に関しての処分について聞いているのです。もう一度答弁をお願いいたしま

す。

○総務部長

繰り返しになって恐縮ですが、先ほど現時点ではということでお話しさせていただいたのですが、あくまでも処分関係というのは総務部で所管しております。また実際に、このことについて処分するかどうかということについては、それなりにまた検討もしなければいけないことではあるとは思いますが、先ほどからお話ししていますとおり、現時点ではそういったことは考えていないということでお答えさせていただいたものでございます。

○酒井（隆行）委員

いや、私の質問に答えていないと思いますけれども。

○委員長

答弁がかみ合っていない、質問に対しての答弁がかみ合っていないという御指摘でございます。

○市長

大変恐縮ですが、私自身も今聞いていて、総務部長が酒井隆行委員がお聞きになられたことに対して的確に答弁をしていたというふうに思っていたのですが、その点ずれがもしありましたら、改めて質問いただければと思います。

○酒井（隆行）委員

では、総務部長にもう一度お伺いいたしますが、市長と副市長の処分について、なぜ総務部長が答弁されたのか。一般的な職員の方の処分ではなくて、市長と副市長に対する処分の答弁が、なぜ総務部長から行われたのか、まずこれを整理させてください。

○総務部長

一般の職員の処分に関することにつきましても、もちろん総務部で所管してございますけれども、そのほかに特別職の処分というものもまた別にございまして、そちらの規定も総務部で所管しておりますので、そういったことで私からお答えさせていただきました。

○酒井（隆行）委員

それでは、改めてお尋ねいたします。副市長と市長の処分をどうなされるのですかという質問にお答えいただきたいと思います。

○総務部長

再々度で申しわけございませんが、繰り返しになりますけれども、先ほど来お答えしておりますとおり、現時点では考えてございません。

○酒井（隆行）委員

昨日の一般質問の答弁で、市長と副市長、このお二人が責任ある立場で責任があるということで、答弁をいただきました。バスが迂回運行したことに対する責任を感じての答弁というふうに私は理解しました。その責任の処分について、副市長ないし市長から、みずからの言葉で答弁をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○市長

副市長とそれぞれというお話でしたけれども、代表して私からお話をさせていただきます。

昨年暮れから大雪が降りまして、札幌市では50年ぶりの大雪だというような、当初の雪としては非常に大雪の状況だったかというふうに思っているところでございます。

小樽市も多分に漏れず、同じような雪が降ったところでございますが、除雪対応等しっかり行っていた中で、交通においての問題というか、不都合にはならないだろうと、市としては判断をしていたところでございます。そして、ステーションからも、除雪がしっかり対応されていて、ステーション側からバスが通行できない可能性がある

ので、排雪しなければいけないというお言葉もありませんでしたので、結果的にバス事業者の目線と市側の目線が合わなかったというのは事実だと認識をしております。

その大雪の状況の中で、時にそのように排雪が間に合わなかったということが起こり得るということが、ことし改めて経験をしたところではございますけれども、やはりそのような形で市民の皆様にご不便をおかけしたという意味合いにおいては、非常に重い責任があると思っております。

やはり私たちの責任としては、今後においてももちろん災害のような大雪が降ることもありますから、一様には言えませんけれども、できる限りそういうことがないように、これからも除排雪の改善を行っていき、しっかり取り組むことが私たちの責任であると感じるところでございます。

○酒井（隆行）委員

責任は感じているけれども、処分はしないという理解でよろしいでしょうか。

○市長

私、そして副市長は当事者でございますので、私たちが処分をするべきではないというような発言にはやはり結びつかないのかなと思っておりますので、明言は避けますが、今回のことをしっかりと検証して、先ほど来からお話しているように、できる限りそのような出来事が起きないように市政としてしっかり行っていくことが重要だと思っておりますので、私たちとしてはそのように考えているところでございます。

○酒井（隆行）委員

それでは、この件については、また改めて質問をしていきたいと思っておりますので、次の質問に移ります。

市道住吉線についてです。2月9日の夜20時から住吉線で排雪作業がスタートしており、21時ごろに市長がその現場に行って、いろいろお話をされたということでありました。

まず、確認をさせていただきたいと思っております。この住吉線について、どのような協議がされたのかということで、答弁もいただいているのですが、1月23日、第6ステーションから市に住吉線の排雪作業に関する協議があったと。1月25日に除雪対策本部での打ち合わせで決定し、1月26日に通知をしているということでありました。この間、2月9日からこの住吉線の排雪が行われていると思うのですが、まず確認をさせていただきたいのが、協議簿の中で作業予定されていたのが2月6日と記載されています。実際に作業が開始されたのはいつだったのでしょうか。

○（建設）雪対策課長

住吉線の排雪作業について実際の作業ということでございますけれども、全ての路線を一括でしておりませんで、業者の作業手順ということもございまして、一部区間においては2月4日土曜日の夜に排雪作業を行っている、これがスタートでございます。

○酒井（隆行）委員

2月4日からスタートしたということですね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

はい。それで、この住吉線について、保留状態というか、一部保留にするという決定がされた日というものがあると思うのですが、これはいつだったのでしょうか。

○（建設）雪対策課長

2月8日水曜日、除雪対策本部の打ち合わせの中で、現状で一旦保留にするということが決まりました。

○酒井（隆行）委員

2月8日保留になりましたと。この通知を要は雪対策課長がステーションに伝えていなかったということで、2月10日謝罪に行った、これは間違いないでしょうか。

○（建設）雪対策課長

2月8日に保留になったことについて伝えていなかったという形で、2月10日、除雪の第6ステーションに私のほうで謝罪に参りました。

○酒井（隆行）委員

2月8日保留になりましたと。2月9日作業しているところに市長がその現場に行かれたということで、これは間違いないですね。間違いなくて、2月9日現場に行きました。2月10日に、実はそこは作業するところではなかった。そのことを伝えていなかった雪対策課長が謝罪に行った、これが事実ですね、間違いないですね。

それでは次にお聞きしたいのですが、これまでの代表質問、一般質問において、市長が安全確認でしたか、安全対策について現場に確認をしているというようなお話がありましたが、2月10日に雪対策課長がステーションに行ったときには、そのような話はあったのでしょうか。

○（建設）雪対策課長

私がステーションのところに行ったときに関しましては、小樽市の除雪対策本部内で保留とすることが決まったことを伝えていなかったという形で謝罪に行ったということでごさいます、何か第6ステーションのところでの安全性とか危険防止とかというようなお話はしておりません。

○酒井（隆行）委員

これも確認させてください。ちなみに、2月9日夜、作業していました。これはもともとある協議簿に従って作業されていたというふう聞いておりますが、これは間違いないですか。

○（建設）雪対策課長

これにつきましては、協議は交わしておりますので、協議簿に基づいて。協議簿に記載以外のことにつきましては口頭等で伝えて、業者確認した上で作業を行っております。

○酒井（隆行）委員

どのような作業だったのでしょうか、具体的に聞かせていただけますか。

○（建設）雪対策課長

2月9日の作業ということでごさいますと、住吉線ですが、国道5号に接続しておりまして、国道5号側の中央分離帯がございまして、その雪山が高くなっていたので、その雪を落とすという作業と、中央分離帯を挟んで札幌側の道路がございまして。札幌側の歩道側の雪山をとるということがメインの作業だったというふうに考えております。

○酒井（隆行）委員

機械はどのような機械を使われていましたか。

○（建設）雪対策課長

中央分離帯の雪山おろしということになりますと、バックホーと我々は呼んでいるのですが、雪をかく機械であったり、タイヤドーザー、グレーダー、それと積み込む機械としてはロータリー車であったりダンプトラック、これらが考えられます。

○酒井（隆行）委員

この作業を行うときに、恐らく安全対策の部分についても協議がされていると思いますが、それについて詳しくお聞かせください。

○（建設）雪対策課長

安全対策でごさいますと、安全対策は一般的に行っておりまして、一つ一つの路線でこういうふうにするというような安全対策の書類等の受け渡しは行っておりません。その上で申しますと、小樽市除雪業務委託特記仕様書というところで、これは七つのステーション全ての業者がこの仕様書に従ってやるわけですが、この中で排雪作業を

するのであれば、誘導員を前後につけるとか、そこで作業をしていることがわかるような看板をつけるとか、当然人であったり車両に影響が、危険がないようにするよういろいろなことを規定しております。

それと、それに基づきまして、業者で業務実施計画書をその仕様書に沿ってつくっており、業務実施計画書の中の安全管理で安全管理を行うことを、一般的なことでございますが出しております。それとは別に許可を得ているものとしまして、警察署長から道路使用許可申請書という許可申請という形で許可を得ておまして、これにつきましてはこの冬、シーズンを通しての許可ということになっておりますが、こういう許可を受けた上で安全対策としております。

○酒井（隆行）委員

作業自体は本来保留だったという部分をまず置いておきまして、作業自体はその仕様書あるいは協議に従って進められていたということで、そういう理解でよろしいでしょうか。

○（建設）雪対策課長

作業を行う上での書類上の誘導員の配置であったり、そういうような安全対策ということは、おっしゃられたとおりでございます。そのとおりやっていたということでございます。ただ、私を含めて除雪対策本部で現地は確認しておりませんので、あくまでも書類上ではこの安全対策はきちんとなっているというふうに考えております。

○酒井（隆行）委員

あくまでも書類上ということだったのですが、ユンボを使って中央分離帯の雪をとる作業をしていたと、大まかに言うと。安全対策についても書類上ではあるけれども、安全が図られていたということで理解しました。

それで、私の一般質問の中で、この部分について市長にも答弁をいただいております。作業方法や安全対策などについて尋ねるとともに、除雪対策本部で打ち合わせた内容と異なる排雪作業が行われていたことから、確認をとるよう求めたものであり、ということで答弁をいただいております。

排雪作業は適切に行われていたというふうに今理解したのですが、この答弁について、もう少し具体的に説明をしていただきたいと思えます。

○市長

まず、この答弁における趣旨においては、もう既に議場ではお話ししておりますが、私自身排雪計画は把握しておりましたので、そこでそのような作業が行われていることそのもの、そこではその作業が行われていないと思っていたので、そこで行っている作業は何なのかということは確認を求めたということで答弁をさせていただいております。

○酒井（隆行）委員

排雪作業はそうかもしれませんが、作業方法という部分も答弁にあるのです。作業方法や安全対策などを尋ねるとともにということで答弁をいただいているのですが、作業方法という部分と、それから排雪作業が行われている、内容と異なる、これが中止になっている作業内容ということなんでしょうか。

（「何だそれ」と呼ぶ者あり）

排雪作業という言葉と作業方法という言葉があるのですけれども、これについてももう一度わかりやすくお願いいたします。

○市長

今その中止というお話ありましたけれども、それに伴って中止をさせたということは一言も答弁はしておりません。それで、いわゆる現場に行かせていただいて、私自身、排雪作業というのは、一般的にはロータリー車を活用し、ダンプに物を積む、さらには夜間バス通り等であればグレーダー等も使われるかと思えますけれども、それらの道具がない状態で、いわゆるユンボでただ雪を落とすという行為が何の行為なのかわかりませんから、それについての作業方法において、何をしていたのかを確認しております。

○酒井（隆行）委員

それは適切な作業内容だということで、今、除雪対策本部から答弁いただきましたけれども、いかがですか。

○（建設）雪対策課長

当日の状況でございますけれども、当日このステーションの作業ですが、住吉線から少し離れた別の箇所の排雪作業をやっておりまして、先ほど言いました、タイヤドーザーであったりバックホーであったり、ダンプトラック、ロータリー車、これらの1班、1編成といいたいまいしょうか、それでその2カ所をやっていましたものですから、その場にはロータリー車であったり、ダンプがないような時間帯がございましたので、一見そのことをわからないで見に行きますと、重機が足りないというようなことを認識してしまうという状況であったということを確認しております。

（「市長が誤認したってことかい」と呼ぶ者あり）

○酒井（隆行）委員

答弁いただいているのは作業方法や安全対策などに尋ねたんですよ。

（「うん、そうですね」と呼ぶ者あり）

作業方法について尋ねた。作業方法については、除雪対策本部と打ち合わせた内容の作業方法だったんです。

（「書類上」と呼ぶ者あり）

違いますか。

（「書類上は」と呼ぶ者あり）

雪対策本部で打ち合わせた内容と異なる排雪作業、排雪作業というのが、今、市長言われている、そこ住吉線が保留になっているということですか。

（「何を言っているか意味がわからない」と呼ぶ者あり）

いやいや、これ市長の答弁ですから。

○市長

大変恐縮ですが、質問の意図がつかみ切れておりませんので、改めて御質問お願いいたします。

○酒井（隆行）委員

これ市長答弁でいただいているのです。市長答弁でいただいているので、意味がわからないと言われますけれども、私もこれ読んでよくわからないので、もう少し具体的にお聞かせくださいということで質問をしているのですよ。

（「うん、ですからね。で、何を聞きたいんですか」と呼ぶ者あり）

いいですか、作業方法や安全対策などに、現場ですよ、作業方法や安全対策について尋ねるとともに、この作業方法というのが、今、除雪対策本部で言われた中央分離帯の雪をとる作業方法ということだというふうには思っているのですが、そういうことでまずよろしいですか。

（「何のことかわからない」と呼ぶ者あり）

○市長

質問の趣旨に合うかどうかわかりませんが、何度も繰り返しておりますが、そこでは作業がない予定だったと私は思っている中で行われていたので、その作業方法についてお聞きをしたのです。そして、相手側からは、いや、市と協議をして排雪作業を行ってございましたということでお返事はいただいているところでございます。

○酒井（隆行）委員

これですね、市長答弁ですよ。市長答弁をもとに私がわからないので聞いているのですね。それを聞いてわからないという話になると、この答弁何だったのですか。

（「いや、だから答えていますよ」と呼ぶ者あり）

いや、答えていないですよ、答えていないですって。

(「何を答えればよいのかわからない」と呼ぶ者あり)

いやだから、市長答弁ですよ。市長答弁をいただいて、私が聞いてわからないから、今聞いているのです。市長がわからなかったら、我々だってわからないじゃないですか。

(発言する者あり)

いや、作業方法を聞いただけというのだったら、そういうふうに答弁してくださいよ、最初から。

(発言する者あり)

(「質問しているの、酒井隆行さんでしょう」と呼ぶ者あり)

(「余計なことしゃべらないように、委員側から」と呼ぶ者あり)

(「酒井隆行さんが質問しているんだから」と呼ぶ者あり)

○市長

いや、何度も言っていますけれども、その場において行われている作業が何かわからないので、その作業方法について確認を求めたと何度も尋ねたと何度も答弁させていただいております。

(「全然かみ合っていないわ」と呼ぶ者あり)

(「だめです。だって、この文章をもとに質問しているので、それを聞いてわからないという話はないではないですか」と呼ぶ者あり)

何の話しているの。作業方法を聞いたんだって、だから。向こうが答えた。私が聞いたのです。

(「いや、だったら初めからそういうふうに答弁してくださいよ」と呼ぶ者あり)

いやだから、答弁さっきしているでしょう。

(「いや、してないではないですか」と呼ぶ者あり)

○委員長

それはあれかい、再質問か何かの。

○酒井（隆行）委員

いいえ、違いますよ。

○委員長

本質問の答弁。

(「そのとおり答弁させていただきます」と呼ぶ者あり)

ええ、後は。

(「いや、これ、だから」と呼ぶ者あり)

どこから行こうか、国語の問題か、何だ。

(発言する者あり)

酒井隆行委員。よろしければ、もう一回、どういう質問されているのかわからないと。

○酒井（隆行）委員

いや、委員長済みません、これですね、答弁なのです。答弁について私が理解できないから、具体的にもう少しわかるように言ってくださいという質問をしているのです。

(「だから、作業の方法を尋ねたんですって」と呼ぶ者あり)

(「何回も言ってるけどね」と呼ぶ者あり)

○委員長

ということだそうですので。

(「何だ、質問。わからないな」と呼ぶ者あり)

(「作業の方法と言ってる意味がわからないって言ってる」と呼ぶ者あり)

(「何でわからないんですか。安全対策などについて、現場における作業方法、安全対策をどういうことなんだと聞いてるんですよ。何のずれがあるんですか」と呼ぶ者あり)

(「聞いてもわからない」と呼ぶ者あり)

(「ちゃんと説明したほうがいいんじゃないの」と呼ぶ者あり)

(「これだけ説明してもわからないもの。だって今まで何回も同じことを答弁してますよ」と呼ぶ者あり)

○市長

何度も同じ答弁の繰り返しで恐縮ですけれども、いわゆる現場に行って、その行われている作業方法や安全対策について尋ねたのです。どういうことをやっているのですかということで、尋ねたのです。それ以上にお答えのしようもありません。

○委員長

よろしければ、何かヒントつくってもらえれば。

○酒井（隆行）委員

聞き方を変えます。

(「はい、変えてください」と呼ぶ者あり)

この作業方法や安全対策、これも少しわかりづらいです、正直。ですが、これ置いておいて、何を見て、その作業方法あるいは安全対策について尋ねたのか。何を見て尋ねたのか。これについて答弁していただけますか。

○市長

いや、現場を見てですけども。今そのときに稼働していたのはユンボ、ユンボでいいですよ、ユンボの機材が動いていたと。

あと、中央分離帯の反対側でタイヤドーザーが動いていました。ですから、その作業について確認を求めたのです。

○酒井（隆行）委員

それは、除雪対策本部で協議をされた作業内容ではないですか、違いますか。

(発言する者あり)

(「ペーパー上の話だよ」と呼ぶ者あり)

○市長

ですから、それは雪対策課とステーションで、そのように協議がなされた、いわゆるペーパー上における話です。私自身は、何回もお話ししていますが、その日その場所で排雪作業が行われる予定ではないということを私はわかっていたので、その中で稼働されていたから、確認を求めたのです。

○酒井（隆行）委員

では、雪対策本部で打ち合わせた内容と異なる排雪作業というのは、どの部分に当たるのでしょうか。

○市長

ですから、排雪作業が行われていない予定のところに行われていたのが、異なっていたのです。

○酒井（隆行）委員

これまで市長は、現場で指示命令をしたことがないということで答弁をされていました。これは間違いないですか。

○市長

その日の件も含めてありません。

○酒井（隆行）委員

確認をとるよう求めたということで、これは指示命令ではないですか。

○市長

いや、私はあくまで確認を求めただけですから、指示命令というのは、やめろとか、やるなどか、そのような命令口調になることが、そういう内容になるかなと思います。私はあくまで確認を求めたので、指示命令には当たらないと思います。

○酒井（隆行）委員

やっていない前提で市長は行かれています。確認をとるよう求める、これは指示命令ではないですか。

（「わかんないですね」と呼ぶ者あり）

○委員長

確認を求めるよう指示した。

（「いや、それは違うんだな」と呼ぶ者あり）

（「いや、違うんだこれは、やってないことがわかって確認ということは向こうのほうはやめろという意味になる」と呼ぶ者あり）

○市長

いわゆる現状の作業が実際にこちらと協議されたことかどうかなのかわかりませんでしたから、ですから、そのことについての確認を求めた、それをもって命令指示とは思えません。

○酒井（隆行）委員

もう一回整理させてもらいます。ここ、市長の認識としては、やっていない作業現場ということで現場に行かれたということで、これは確認をさせていただきました。その上で、現場の作業員に確認をとるよう求めた、これは確認をとるよう求めた、これは指示ではないですか。これ現場作業員に求めるものではないのではないですか。現場作業員からしてみると、指示に当たるのではないですか。

（「当たりますか。全然当たらないと思うな」と呼ぶ者あり）

いや、市長が当たるとか当たらないかという認識ではないのですよ。

○市長

私はそうは思いません。

○酒井（隆行）委員

そう思わない理由を具体的に示してください。

（「不謹慎だ、笑うなんて」と呼ぶ者あり）

（「何を答えたらいいのですか」と呼ぶ者あり）

○市長

いや、正直どう答えていいのか全く浮かんでいないところですけども、あくまで確認を求めていたと思っておりますので、それをもって指示命令とは思えません。

○酒井（隆行）委員

いえいえ、私、具体的にという話で言ったので、思い浮かばないという答弁は答弁に当たらないと思います。

○市長

大変恐縮ですけども、私からはその具体的なお話は、お話もありませんので、ぜひ具体例を示してお話いただければと思います。

（「それは反問権で許されないでしょう」と呼ぶ者あり）

○委員長

酒井隆行委員に申し上げます。もう一度角度を変えて市長にわかるように御説明してあげてください。

(「委員長、議事進行について」と呼ぶ者あり)

○委員長

斉藤委員。

○斉藤委員

思う思わないで言われても、それは答弁ではないので、しっかり答弁たるべき答弁をされるように、委員長から促していただきたいと思います。

○委員長

ただいま以上のような議事進行の意見がございました。私もそのように思う部分もありますので、市長に限らずですけれども、答弁者は思う思わない、そういったことではなく、かみ合う答弁をしていただきたいと思います。

○市長

改めて答弁いたしますけれども、私自身は何度も先ほどからお話しさせていただいているように、確認を求めたのでありますが、しかしながら、その現場における作業内容に具体的な事柄について言及したわけではございませんので、指示命令には当たらないと考えております。

○委員長

酒井隆行委員に申し上げます。ただいま市長から再度答弁がございました。見解は変わりませんか。

○酒井(隆行)委員

いや、ありましたけれども、私の質問に合っていましたか、今のは。

(「合ってましたよ」と呼ぶ者あり)

○委員長

合ってましたか。

(「はい、合っていましたよ」と呼ぶ者あり)

自分で解釈してもだめだけど。

(「私は合っていないという認識でしたけど。どこがどういうふうに合っていたのでしょうか」と呼ぶ者あり)

委員長から申し上げますけれども、自分の意図した答弁が返ってこないからといって。

(「いえいえ、私の意図したではなくて、意図しなくてもかみ合う答弁であれば、それは前に進めますよ。納得するしないという話ではないですから」と呼ぶ者あり)

今のやりとりは、指示したのではないか、いや指示には当たらないという、そういうやりとりですけれども、それはそういうことではなくて、指示に当たるのではないか。市長は指示に当たらないという見解。だから、見解の違いだと思うのです。

(「いえいえ」と呼ぶ者あり)

だから、当たらないというふうに市長は言っているのです。それは見解の違いというのはお互いあるから、私思うのです、この件に限らずね。

○酒井(隆行)委員

では、また少し確認させていただきたいと思います。確認をとるよう求めたということで、市長が確認を求めたのではないですよ。

(「誰が確認を求めたか」と呼ぶ者あり)

2月9日の件です。はい、そこから行きます。夜の件です。市長が排雪現場に行きました。先ほど問題になって

いた作業方法や安全対策などについて尋ねた。まず、はい。それから、除雪対策本部で打ち合わせた内容と異なる排雪作業……

(「やっていないというところに対して……」と呼ぶ者あり)

に対して言ったということですね。はい。行われていたことから、そこでやっていないはずのものがやっていたということで、まずここでまず一つ区切ります。市長は、やっていないはずの作業現場で作業が行われていた。その後の文言で、確認をとるよう求めたものでありということ、答弁をいただいております。この確認をとるよう求めたという言葉について、誰が確認をとるとか、これについてまず整理させていただいていいですか。市長が確認をとるのですか、それとも現場作業員が確認をとるのですか。

○市長

ですから、私から確認をとるよう求めたのです。私から、その方に確認を求めたのです。

○酒井（隆行）委員

もう一回いいですか。確認をとるよう求めたということで、市長が確認するために求めたのですか。それとも現場作業員に、そこは作業はしてはいけないところだよということを確認するように求めたのですか。

(「何ですか、これ。作業をしちゃだめ。何。意味がわからない」と呼ぶ者あり)

もう一回いいですか。確認をとるよう求めたということです。市長が確認するために求めたことなのですか、それとも現場作業員に対して確認をとるよう求めたのですか。

○委員長

これはわかりますよね。市長御自身の確認のために確認を求めたのか、作業員が御自身のために確認を求めたのか。

○市長

私自身、伺ったときに、その方にお話を聞いたときに、市と協議した内容ですということでお話を受けたので、私自身はそこで市の作業は行われなと思っていたので、そのことについて確認してくださいということで、お話をしたのです。

○酒井（隆行）委員

現場作業員に確認を求めたということですね。そういうことですね。

(「うんうん」と呼ぶ者あり)

はい。これが指示ですよ。指示ですよ。

(「何で。行為を求めているんです」と呼ぶ者あり)

これは指示ですよ、現場作業員に対して確認すれと指示を出しているのですよ。違いますか。

(「あんたは、指示者じゃないんだぞ」と呼ぶ者あり)

○市長

何度も話していますが、実際に私のほうではその作業、排雪計画の中にその場所はありません。ですから、その中で例えば勝手に作業されているということにもなりかねないので、そういうような状況だとしたならば、問題として取り上げなければならなくなりますから、ですから、確認を求めたのです。それで、だから、命令指示には当たらないと思います。

(「指示だって」と呼ぶ者あり)

○酒井（隆行）委員

業者、要はそこで作業を行っていた方々は、きちんとした協議簿のもとにされているのです。ただ、市の内部の連絡ミスで、本来そこは保留状態、要はその日行われなことになるだけなのです。違いますか。その上で、現場に行って現場作業員に確認をしてくださいと、確認をするよう求めたのですね。これ指示ですよ。確

認という行動をとるよう指示したのですよ、違いますか。

○市長

指示命令というのは、先ほども答弁いたしましたけれども、その作業に対してやめなさい、またそういうことに対して言及をする、これは、私も指示命令だと思います。その確認の結果、市で、いや、そこはやる作業ですということを確認とれたら、そのまま作業が続くのですから、それをもってですよ、指示命令には当たらない。

○酒井（隆行）委員

それは、現場作業員にしてはだめなのですよ。除雪対策本部、要は本部長、除雪対策本部に行うのであれば、いいのですよ。市長が現場作業員に確認を求めるよう求めたということは、これ指示ですよ、その行動をとれという指示ですよ、違いますか。

（「違いますね」と呼ぶ者あり）

（「越権行為だって」と呼ぶ者あり）

○委員長

という質問ですが。

（「いや、質問ですか、今の」と呼ぶ者あり）

越権行為だという質問です。

○市長

いや、先ほど来から何度もお話ししておりますけれども、命令指示というのは、その作業内容に係る具体的な事柄を指摘したり、それを行ったりとかすることに対して言及した場合について、指示命令であると思っておりますので、確認を求めたことがその枠組みには当たらないと私は思いました。

○酒井（隆行）委員

それは作業に対しての指示命令です。作業に対しての指示命令です。確認をとってくださいという行動に対して指示をしたのです。指示をした、要は確認を求めたのですよ。確認をとるよう求めた。確認をとるよう行動してくれと求めたのですよ。これは指示ですよ。現場で市長が作業員に対して直接指示をしたということですよ。違いますか。先ほど市長が言っていたのは、作業に対して、除排雪作業に対してのことであって、私が言っているのは、現場の作業員に確認をとるよう求めた、確認をとる行動をしてくれと指示をしたのですよ。そういうことですよ、違いますか。

○市長

違います。

○酒井（隆行）委員

何が違うのですか。

（発言する者あり）

○委員長

私語は慎んでください。

（発言する者あり）

○市長

何が違うかという、酒井隆行委員が考えている指示命令の認識と私の考えている指示命令の認識が違うということです。

○酒井（隆行）委員

これは認識の問題ではないのです。契約上の問題です。

では、除雪対策本部長にお聞きしますが、市長が現場の責任者に対して、そういうことを聞く権利があるのかど

うか、契約上ですよ。権限があるのかどうか、これについてお答えください。

○副市長

法的にということであれば、見解が分かれると思いますけれども、私が聞いている状況であれば、現場に行って確認を求めてくださいということのお願いというふうには私は理解しておりますが、法的な見解になるとまた違うかもしれませんけれども、一般論で言えば、やることになっていない箇所が、その作業が行われたということに対して、確認してもらえませんかという話だと、私は理解しております。

(「法的に」と呼ぶ者あり)

○委員長

副市長に申し上げますが、質問者は契約上あるいは法律上どうなっているのですかということをお尋ねしているのですが、いかがですか。個人の見解を聞いているわけではないわけです。

○市長

よろしいですか。先ほど来からお話しされている視点においては、指示命令という場合においては、それは越権行為ではないかという考え方かと思っておりますけれども、私は指示命令をしておりませんので、そのようにお話することは何ら問題ないと思っております。

○酒井（隆行）委員

思う思わないではないのです。

○委員長

公契約上どうなっているのですかというふうにお尋ねなのですよ。

○建設部長

法律上、例えば業務を中止のところでは指示ができると、いろいろ指示とかありますけれどもね、委託者は受託者に対して指示できるというふうに契約で書いてございます。ただ、一般的には業務担当者、それから相手方は業務主任ですね、この方がいらっしゃいますので、この方を通すというのが原則といいますか、それは一般的であり、それが大原則だと思います。ただ、それでは法文上はできないのかということになると、委託者は小樽市ですから、その中で権限がある方についてはできないことはない。法文上はできないことはない。ただ、一般的には業務担当員、それから業務主任を通してやるというのが普通だというふうに考えております。

(「本部長に委任しているのに、おかしいでしょう、それなら」と呼ぶ者あり)

○委員長

という見解です。

(「原則逸脱したんだ」と呼ぶ者あり)

○酒井（隆行）委員

原則を逸脱した行動ということ。それと何度も言いますが、今、建設部長に答弁していただきましたが、現場で指示をできるということで、今回のこの市長の行動は指示に当たるという理解でよろしいですか。

○建設部長

この答弁の意味は、指示ができる上であっても、その権限があるということをおっしゃったものでございますので、市長の行為が指示に当たるかどうかというのは、私の答弁には含まれておりませんので、御理解いただきたいと思います。

○酒井（隆行）委員

この部分については、また日を改めたいと思います。今後の議論においても、説明員の皆様をお願いしたいのですが、思うとか思わないとかそういうことを聞いているわけではないのです。事実に基づいた行動、それらあるいは言動について確認をさせていただいていますので、思わないとか思うとかそういう答弁は今後やめていただきたい

と思います。

また日を改めて質問をさせていただきたいと思います。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

公明党に移します。

○千葉委員

◎市税の滞納対策について

それでは、私からは市税の滞納対策について関連して何点か伺いたいと思います。

本市では、市税収納向上対策としてグループ制をとって税収の確保、収入率の向上を図って、私自身は一定の効果が出ていると認識をしています。これ平成24年度、グループ制を導入した理由、また目的、そして現在までの効果について、どのように考えているのかお聞かせ願いたいと思います。

○（財政）納税課長

グループ制導入に関してですけれども、平成24年度のグループ制導入前は地区別の係制でありましたが、現年度分だけの滞納であるとか、長期間の滞納、高額滞納など、それぞれ滞納整理の方法が異なる部分などもございまして、進行管理などが難しかったことから、24年度にグループ制を導入いたしまして、現年度課税分担当、滞納繰越分担当、高額担当とグループを設けることにより、滞納者個別の滞納状況などに応じて柔軟に対応できる体制をとったところでございます。

これにより、早期の納税交渉ですとか、滞納処分が可能となりまして、その結果として現年課税分の収入率の向上、滞納者数の減に大きくつなげることができたと思っております。

○千葉委員

今回本会議の答弁の中で、市長から第三者委員会による特別チームを検討すると、私そういうふうに関与した答弁があったように思いますけれども、これはどのような特別チームとお考えなのか、またその必要性も含めて御答弁をお願いしたいと思います。

○（財政）納税課長

市長より答弁、前段で申し上げましたのは、まず内部組織という形、第三者委員会ではなく内部組織といたしまして特別チームというお話をさせていただいてまして、その必要性といたしましては、我々も滞納整理を行っている中で、非常に高度な法律判断など求められるケースがこれまで多々ございまして、当然、職員も相当勉強を重ねてきてはいるのですけれども、どうしても我々の法知識だけでは判断が難しい部分などもございます。そのような意味で、特に税に詳しい弁護士ですとか公認会計士に必要に応じて相談できる体制というのが非常に重要と思っております、そのようなチームを考えているということでございます。

○千葉委員

実際に、今グループ制を敷いて、法律の判断に非常に苦慮しているということはわかりましたけれども、実際にその差し押さえなど、賦課徴収事務に直接従事できる徴税吏員が行っている中で、実際に現在まで弁護士に相談する事案というのは数的には多くなってきているのか、また件数的にはどのぐらいあるのかというのは今お答えできればお聞かせ願いたいと思います。

○（財政）納税課長

これまで正直申しまして、余り弁護士に相談という事例はなかったのですが、一定程度滞納整理が進む中で、やはり困難な案件が多く残るようになってきましたので、最近になりまして法的解釈などについて判断がつかない場合などに顧問弁護士に相談したいという事例が少し発生するような状況になっております。

今後につきましては、顧問弁護士もおりますけれども、より税に詳しい弁護士ですとか公認会計士等に相談できる体制づくりを進めているところでございます。

○千葉委員

内部的な組織として考えているということですが、この間の御答弁では、やはり高額滞納者というお話もありましたが、税の公平性の観点からは、今までも滞納者に対するの対応というのは、その滞納額の多い少ないにかかわらず、滞納者への対応もしっかり行ってきたのではないかなというふうに思っていますし、それが当たり前の法的な進め方だと思っています。ただ、滞納者については、先ほどもお話がありましたけれども、相手によっていろいろ事情も違うと思っていますし、もしかしたら悪質な滞納者もいるかもしれない、いろいろ違うと思いますが、行政としてそのような事情だとか、またその状況、しっかりと聞きながら今も分納している方もいらっしゃいますでしょうし、きっと猶予している方もいらっしゃるのかなというふうに思いますけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○（財政）納税課長

委員御指摘のとおり、同じ滞納といいますが、財産があるのに納付されない方ですとか、実際に財産がなくてどうしても納付できない方などいろいろな事情もありますし、滞納額が少なからず何もやらないということでは当然ございませんけれども、滞納額が大きい場合は、例えば分納でできるかどうかですとか不動産を処分しなければならぬかとか、いろいろケース・バイ・ケースで個別案件によって対応は変わってくるものと考えております。

そのような中で、それぞれの実情に応じてやはり我々も判断はしておりますので、そのような実態でございます。

○千葉委員

今回の本会議の中では、質問者のほうが外部の第三者委員会と質問で強く主張されていたので、私もその検討するという答弁を聞いたときに、そういうものになるのかなというふうに受けとめてしまったところもありますけれども、外部にそのような委員会をつくって滞納対策とっているような自治体があるのかどうか、その辺について把握されていれば、事例等お聞かせ願えればと思います。

○（財政）納税課長

自治体の内部で個別のこの案件について弁護士等に相談している事例は多々聞いているのですが、外部組織でという事例につきましては、現時点では承知していないため、答弁でもありましたとおり事例の有無やそのあり方などについて、やはり他都市の状況を把握しながら、どのような形をとれば設置できるかなども含めて調査していきたいと考えてございます。

○千葉委員

そういう事例は、今のところなかったということですが、実際にそのような外部的な第三者委員会をつくるということ自体に関しては、法的な問題というのではないのかどうかについてはいかがですか。

○（財政）納税課長

委員御指摘のとおり、税の徴収というのは、裁判所の令状なしに強制的な処分を行ったり強制的な調査を行ったる強力な権限が地方税法により与えられておりまして、その一方といいますか、反面ですね、非常に強力な守秘義務というのでも課せられております。そのような意味で、いろいろな法律の制限というのは当然あると思いますけれども、その法律の範囲内で他都市の事例なども調査しながら、どういう形であれば例えば法律に抵触することなく設置できる、あるいは効果的にできるというのがあるのかどうか、それを含めて検討していきたいという考え

でございます。

○千葉委員

まだ検討している段階ということですが、少し気になったのが、高額滞納者という、その高額という考え方が、現在、市として高額の滞納額というのはどのぐらいで設定をしているのか、その辺についてお聞かせ願えますか。

○（財政）納税課長

高額ということについて、特段、定義があるわけではございませんけれども、現在納税課内で高額担当というグループがありますが、その中で高額と位置づけているのは50万円以上の滞納ということになってございます。

○千葉委員

今お聞きしますと、50万円ぐらい、定義はないけれども高額担当として徴収をしているということですが、一応、きのう、おとといですか、そのやりとりを聞いた方も非常にそういうところを懸念していました。50万円なら50万円という今数字が出ましたけれども、今、分納している市民の方とかも非常に今まで払っていたものが、何か変わってしまうのではないかと、また強制的にその金額で差し押さえ等されるのではないかと非常に不安に思っている方が実際にいらっしゃいます。

これから検討ということで、内部的なそういうものとして設置をするということかどうかをひとつお答えいただきたいのと、この件に関しては、拙速的に進めることはしないでいただきたいということ。また議会にも、その進捗状況、庁内議論等はしっかりと報告していただきたいと思っておりますけれども、その辺についてはいかがですか。

○（財政）納税課長

まず、これまでのやり方が変わるかという部分についてですが、あくまでも考えているのは高額案件でなかなか徴収ができないような案件、高額といいますがかなり特殊な事例ですね。50万円を超えれば必ずそうだとということではなくて、あくまでも特殊な事例についてやはり考えていく部分だと思いますので、少なくとも何か内部の組織であれ外部の組織であれ、これをつくることによって今まで分納していた人を全部なしにしてというような話ではございませんので、そこは問題なく進めていきたいとまずは思っております。

それと、拙速に進めないでほしいというお話ですが、やはりこれは先ほど申しましたとおり、地方税法上の守秘義務というのがありますので、当然、法令遵守というのが大原則になってきます。まずそこがクリアできるかどうか、またそのクリアできた中で収入率向上に向けて何ができるのか、そういう部分で他都市の状況、設置の方法などを検討していくというような形でございますので、慌てて法律を無視してということは当然ございませんし、また庁内の議論、ある程度議論が進んだ中では適宜報告は必要なものとは考えておりますので、そのように対処したいと思っております。

○齊藤委員

◎2月9日の市道住吉線の排雪中止について

2月9日の市道住吉線の排雪作業が途中で中止とされたという問題について伺います。

まず市長に、いつ、誰から、どういう方法で、どういう内容の連絡を受けて、現場に赴いたのか。これにお答えください。

○市長

連絡いただいた方は、公人なのでお答えいたしますけれども、石田議員からでございます。いつというのは、ごめんなさい、今何時というのははっきりとはわかりませんが、たしか8時半は回っていたのではなかったかと思っております。方法は、石田議員の携帯電話から私の携帯に電話がありました。どんな内容かという、石田議員からは、何か少々危険な作業を行っているようでございまして、現地を確認されたほうがいいというお話が大体の内容

でございます。

○齊藤委員

携帯電話であれば、着信記録があると思いますので、正確な時間をお答えください。

○市長

大変恐縮ですが、私、委員会の中に携帯電話を持ち込まないようにしているものですから、今手元にはございません。

○齊藤委員

後ほど調べてお聞かせください。

(「時間を、はい」と呼ぶ者あり)

危険な作業ということでしたけれども、それは口裏合わせという話ではないのですか。

(「何だ、それ」と呼ぶ者あり)

なぜなら、石田議員が安齋議員に何かその経過を説明したブログというのがあるのですよ。石田議員はかなり丁寧に説明されているようですが、市長を呼んだ理由としては、排雪しないことになった路線が排雪されているよ、危険の有無については一言も触れられていませんけれども、これについては、本当にその危険云々だったのですか。

(「危険云々を聞かれている」と呼ぶ者あり)

○委員長

内容が違うのではないですかと。

(「石田議員と安齋議員の話ではなくて、危険云々」と呼ぶ者あり)

○市長

あくまで、私の私見ではございますけれども、車で伺わせていただいたときに、いわゆる道路の中で、先ほど言ったユンボで中央分離帯の雪を落としていました。その脇を車を通すような状況になっており、その雪の固まりが落ちてきて車にぶつかりそうだとか、またその雪の固まりがある脇を車を通してというような状況がありましたので、私自身もその場で見て、あ、石田議員が御指摘だったのはこの場所だということを確認できましたから、私もその行為においては少し危険を感じたというところでございます。

○齊藤委員

その市長に対する最初の連絡、時間は後で聞きますけれども、携帯電話の、そのときには排雪しないことに決まった路線で排雪がやっているのだという連絡は、そういう話はなかったのですか。

○市長

それはありません。

○齊藤委員

ないですね。

(「ないです、石田議員からですよ。ないですね」と呼ぶ者あり)

その際、市長から何かおっしゃいましたか。

○市長

その石田議員から電話いただいたときに、私が何か言ったかですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

いや、正直余り具体的には覚えていませんが、でも、基本的にはそういうことがあるということをお教えいただいたという状況だったので、私から何かをその場で、携帯電話で何かをそんなに言った記憶はないですね。

○齊藤委員

そういうことというのは、危険な、ユンボが云々という、脇を車がその通っているみたいなそういう話ですか。

(「石田議員からですか」と呼ぶ者あり)

○市長

いえ、そこまで詳しいお話ではございませんでした。石田議員から、そういう危険な作業が行われているようだというので、その場で具体的なお話までは聞いておりません。

○斉藤委員

抽象的に危険だと言われて、市長本人が現場に行ったときにそのウンボが云々ですね。

(「はい、そうです」と呼ぶ者あり)

そのとき、石田議員は今どこにいましたか。

(「今というのは、どのときですか」と呼ぶ者あり)

そのとき、その電話をよこしているとき。

○委員長

電話の時点で現在地はどこという。

○市長

その作業されていた場所自体も教えてもらったので、多分きっとその近くにいたのかなとは思いますが、今ここにいますとかというところまでははっきり聞いておりません。推測ですが、多分その近くにいたのではないかなと思います。

○斉藤委員

例えば路上にいただとか車の中だとか、誰かと一緒に乗っているだとか、そういったことは。

(「ああ、それはわからないな。わからない」と呼ぶ者あり)

○市長

大変恐縮ですが、それについてはわかりかねます。

○斉藤委員

その電話を受けたとき、市長はどこにおられましたか。

○市長

私は、自宅にいました。

○斉藤委員

その後、市長どうされました。

○市長

現場に私もその後行っております。

○斉藤委員

どのような方法で。

○市長

自分の車で行っております。

○斉藤委員

御自分の車で、自分で運転されてお一人で行ったと。

(「はい、そうですね」と呼ぶ者あり)

それでは、現場に到着されたのは何時ごろ、何時何分ぐらいでした。

○市長

済みません。先ほどの携帯電話の時間と同じように、はっきりはわかりませんが、多分その電話を受けて20分後とか30分後ぐらいでないかなとは思いますが、ですから、8時半にもし電話を受けたとしたならば、9時前

ぐらいには着いていたのではないかなと推測をします。

○委員長

傍聴者の皆様に申し上げます。苦笑もたゞいま聞こえました。こういう行為も傍聴規則に違反しますので、御注意を願います。

○齊藤委員

具体的に到着されたのはどの場所で、その乗っていった車はどこに駐車されましたか。

○市長

具体的なルートを話しますと、国道を走ってその現場へ向かいまして、ここ角ですから阿久津内科のところを左に曲がったらすぐ作業が入っていたところでございます。そこでしばらく誘導員の人にとめられたらしくて、私以外の車も何台か前にあったような気がしますが、とめられていて、少したってからそこを通過し、そして最終的には私は小樽市立病院の駐車場に自分の車をとめております。

○齊藤委員

その後、車を小樽市立病院の駐車場にとめられて、その後、市長どうされました。

○市長

私自身は、そのまま駐車場から出まして、真っ直ぐその作業されている現場に行っております。

○齊藤委員

作業している現場で最初に何をしましたか。

○市長

作業されている人に、声をかけさせていただいたところでございます。

○齊藤委員

何と声をかけました。

○市長

私が近づきましたら、ユンボを動かしている方が気づかれて、とめてくれたのですよね。それで、向こうから声をかけてくれて、ここの現場の担当している方いらっしゃいますかということで、私は確認をさせていただいて、その方を多分無線か何かで呼ばれたと思うのですが、その場にその現場の方いらっしゃらなかったもので、そこで待っていたというところでございます。

○齊藤委員

今のそこで、というのはどこですか。

○市長

阿久津内科の裏手のあたりだったかなというふうに思います。夜間急病センターの前かな。

○委員長

よろしいですか。

(「どっちですか」と呼ぶ者あり)

夜間急病センターの前かな、2カ所クエスチョン・クエスチョンで。

(「2個言いましたよね。どっちですか」と呼ぶ者あり)

したら、お聞きになってください、どちらですかと、聞くのであれば聞く。

○齊藤委員

今、阿久津内科の裏か夜間急病センターの前、二つおっしゃいましたが、どちらですか。最初の場所は。

○市長

立ち位置ははっきり自信がないので、そのようにお話ししましたが、多分阿久津内科、その間に通りがあ

るのですけれども、そのあたりにいたと思います。

○齊藤委員

その辺に誰か違う方が立っていませんでしたか。

○市長

私はそこでは一人でした。

○市長

それで、石田議員はそのとき、電話はもらったのだけど、そのとき石田議員はいましたか。

○市長

いえ、石田議員はその現場には、私は着いたときにはいなかったです。

○齊藤委員

どのくらいか、何分ぐらいたって、現場に来たのですよね。

○市長

恐縮ですが、何分後というのははっきりはお答えのしようもありません。

○齊藤委員

10分だったのか、30分だったのか、ぐらいの。

○市長

石田議員とお会いする前に、その作業員の方がどこから歩かれてこられたので、その方と先にお会いしております。その方とお話をしていたので、その間の時間ははっきりはわかりませんが、30分もかかってはいなかったかなとは思いますが、恐縮ですが、具体的な時間までは言えません。

○齊藤委員

そして、その現場の管理者とか責任者の方でしょうか、名前は聞かれましたか。

○市長

名前は言っていたのですが、その場で控えておけばよかったのですが、恐縮ですが、はっきりと名前は覚えておりません。

○齊藤委員

どのような話をされました。

○市長

これについては今までも何度もお話ししておりますけれども、その現状における確認を求めたところがございます。

○齊藤委員

もう少し丁寧に言ってください。

○市長

先ほどもお話ししましたが、まず私が伺わせていただいて、その作業が何かがわからなかったのも、その作業方法等について何をやっているのかということも聞いたところでございます。それで、市の排雪作業ですということだったので、それについての確認を求めたところでございます。

○齊藤委員

本会議等で市長は、大きく分けて二つのことを、その日ないと思っていた作業が行われていたので確かめた。それから、危険な何かユンボが崩した雪山の雪が云々という、危険なという話と二つされているのですが、それはその現場で業務主任とか現場の方に話した内容ですか。

○市長

私のほうでは、その作業そのものについての確認を求めた、その行われた作業について確認を求めたことがお話であって、その危険だというお話においては、議員の皆様から質問の中でその印象を聞かれたのでそのようにお話をしておりますので、そのことそのものをその作業員に対してぶつけてはおりません。

○斉藤委員

それでは、市長がその現場で見た、いわゆる危険だと思ったことについては、現場の作業員に何ら話をしていないと。危険だから中止してくれという話もしたわけでもない。

(「していないです」と呼ぶ者あり)

要は確認をしたのは、では、何を確認したのですか。

○市長

これも何度もお話をしておりますけれども、私が知っている、いわゆるそこでは作業は行われていないという事実がありましたので、そこで作業を行わない予定だということで、私は市からステーションに伝わっていたと思っております。それが作業としては実際に行われておりましたから、そのずれ、違いにおいて確認を求めたところでございます。

○斉藤委員

その時点では、現場にいる作業をしている方は、業務協議簿にのっとって指示どおりにやられているわけですよ。現場の作業員に何の瑕疵もないのです。現場で作業している人たちは、安全管理含めて非常にきちんと仕事をされていたはずですよ。

(「はず」と呼ぶ者あり)

されていたのですね。

(「されていた」と呼ぶ者あり)

それが、市長がそこに行って、確認云々、危険だという言葉は出さなかったのでしょうか、確認云々をされたことによって、結果的に業務が中止されてしまったのですよ、その時点で。市長がそういう確認を求めた、市長という立場ですよ、市長だとわかっていたのですよね、相手も。市長だという立場で現場で確認をしたがために、その作業がとまってしまったのですよ。作業をやっているほうにとっては何の瑕疵もない。業務協議できちんと決められたとおりに、安全対策含めてきちんとやっていたのですよ。それが、結果的に中止になってしまった。その原因は、市長が確認とやら確認云々のことを現場に行き行って言ったためですよ。そこはよろしいですか。

(「だめですよね」と呼ぶ者あり)

○市長

まず、斉藤委員はその現場にいらっしゃっていないわけですから、それが危険な作業だったかどうかという判定はできないと思っております。それがまず一点。

(「偉そうに言うな」と呼ぶ者あり)

もう一点は、私としてはそのように確認を求めましたけれども、結果的にその作業をしなくなったというのは、例えばその業務主任の判断であったりとか、または業務担当員との打ち合わせがその後にあったとするならば、それに基づいて行われたらというふうに私は思っておりますので、それ自体において私自身がとめた理由にはならないと思います。

○斉藤委員

少なくとも、私は結果的に作業がとまってしまった、そして市長が行った確認を求めるという行為は、結局中止につながるわけですから、指示命令なのです。

(「また始まった」と呼ぶ者あり)

一種の指示命令なのですよ。

(発言する者あり)

○委員長

私語を慎んでください。

○斉藤委員

そういうことが百歩譲って指示命令は置いておきます。しかし、市長が現場に行って、そういった確認云々という、そこで騒いだ。

(「騒いだ」と呼ぶ者あり)

騒いだことによって、業務が妨害されて、業務妨害ですよ、要するに。業務が妨害されて、作業をやめてしまった、やめざるを得なくしてしまった。とんでもないことですよ。現場の作業している方にとったら、そうやって次々ね、これは危ないのではないか、あれも危ないのではないかと。自分たちはしっかりきちんと安全対策とってやっているのですよ。

(「ううん、安全対策とってやってるって、何でわかるのか」と呼ぶものあり)

それをいろいろな人が来て、普通の一般市民のクレームだったらまだわかります。市長でも何でも無い。市長が行って、そこで確認を求めるということは、その業務をやっている受託者にとっては、威圧ですよ。委託者の最高責任者が現場に来て、ここは作業するところでないのではないかとかといろいろ言うわけですよ。それはね、現場の人にとっては、どれだけの威圧だと思います。その責任、そうやって混乱させて、現場を妨害して作業をとめてしまった。結果的にとまったのですから。その責任は、市長、そんななにやにや笑っている話ではないのですって。これはね、市長だからやっていいことではないのです。その責任は、市にあるのですよ。副市長、どうですか、除雪対策本部長として、こんなことを市長やっていいのですか。市長だからできることではないと思いますよ、これ。副市長の答弁求めます。

○市長

今、何かお話しされましたけれども、それらについて、その言葉の表現の仕方も含めて、全くそれとは違う状態ありますので、まずその件については、幾つか私からもお話をさせていただきます。

まず、私は現場において騒いではおりません。また、妨害行為も行っておりません。また、私がいる間に、作業はとまっておりません。ですから、その御指摘は全て当てはまっておりません。

また、次に、安全対策をとってやっているというのは、なぜ先ほど来から、斉藤陽一良委員は現場にいないのにそのことを言えるのかが私はわかりません。ですから、書面上におけるやりとりにおいてのお話は、市職員からも確かにお話があったかと思えます。でも、残念ながら職員はその現場には行ってはおりませんでした。ですから、それがどういう状態なのかを、どなたも確認されておられません。私はきちんとその点については、市役所職員として調べていただいている、その業者の方から、どういう作業を行っていたのかということを書面でいただいております。でも、この書面でいただいた内容のとおりには、その場では行われておりませんでしたので、その安全対策を行っていたかどうかというのは、現場にいた人間にしかわからない、私はこのように思っております。

また、その責任のお話でありますけれども、確かに、結果、それは私もその当日、その日のうちに知ったわけではありませんが、市役所職員が伝達についてずれがあったということを認めて、直後にそこに謝りに行っております。ですから、そのような出来事があったことにおいては、確かに伝達の甘さということがあったかもしれませんが、それにおいては、市役所職員自身はすぐにそれを認めて、そしてその業者にも行って謝罪も行っているのです。ですから、そのことにおいても確かに責任はありますけれども、でも、そのこと一つをもって、雪対策課に対して責任をとれとかということにもなりませんし、雪対策本部長である副市長に対して、そのことに対しての責任を求めるべきではないと私は思っているところでございます。

○齊藤委員

いや、副市長に責任を求めるのではなくて、市長に責任があるということを、副市長は除雪対策本部長としてどう思いますかと聞いたのです。

○副市長

除雪に対する市長の公約だということもありますでしょうし、また、市長自身がガタガタ路面を解消し、きれいな除雪をしたいという思いは、相当のやはり情熱として日ごろから感じております。本部長として、そういう意味では、さまざまな市民の声に的確に反応しながら、適正な除雪を目指して日々努力している市長の姿には、私とすれば大変頭が下がる思いで、本部長として大変申しわけないなという感じは日ごろから持っております。

ただ、本部委員会会議の中で、除雪に対してそれぞれ打ち合わせたことが適正に執行されているということは、これは部下職員の日夜努力によって適正に行われているものと私自身は思っていますし、それを信じながら適正に実施されているし、またそれに向けて職員は努力をしている。そういう意味では市長の情熱が、そういう形であらわれたのだらうなというふうに思いますし、そのこと自身が善意でもって行われているのだらうと、私自身は信じておりますので、本当に小樽市民のために適切な除雪が行われることが望ましいことであると思いますし、この間1月のバスの運行の問題やら、今回の問題も含めて、これまで以上に私自身が除雪という問題について、もう少しきちんと対応していれば、こんなことにも負担もかけないで済んだのかなと、私自身は大変反省をしております。

(「質問に答えていない」と呼ぶ者あり)

(「答えた。市長の責任と聞いたのですよ」と呼ぶ者あり)

○齊藤委員

要は市長には責任はないと。

○副市長

今回の件で、特別に市長に重大な責任があるかという、私はそのように感じておりません。

○齊藤委員

先ほど、市長は二つのことを行っているのですよね。安全云々のこと、それとやらないことになっていた路線をやっていたということ。その二つのことを言っていて、その安全云々の部分は、市長は若干危険なところがあったという認識ですか。

○市長

それは、石田議員から御連絡をいただいて、その現場を見たときに、それを感じたという認識を持っております。

○齊藤委員

それについても、本当は詳しくやらなければならないですけれども、それは後日にして、一番そういう部分わかっているのは、現場の業務主任というカステーションの業務主任の方ですよ。その業務主任の方に、実際に確認をして、その現場でそういう大変危険なことがあったのかということは確認されていますか。

○(建設) 雪対策課長

今回2月9日に起こった件につきまして、2月10日に業者の方に聞き取りしましたところ、危険な状況があったというふうに業者の方からは聞き取っておりません。また、これはつい最近ですけれども、その当時の誘導員等の配置について、業者の方から資料いただいておりますが、それをいただいた中、書類上でございますけれども、それを見る限りにおいては適正な誘導員の配置や工事作業所の配置があったと、書面上ではそういうふうに考えておりますが、現地は私確認しておりませんので、そのことについては言及できません。

○齊藤委員

安全対策についてお聞きしますけれども、仕様書等に基づく業務実施計画書、きょう資料を出していただいておりますが、これの中で、今回のような排雪の現場でどのような安全対策がとられるか、資料に基づいて、概略でいい

ですが、説明をお願いします。

○（建設）雪対策課長

安全対策の概要ということで二、三御説明いたしますと、排雪運搬車両、重機の出入りがある場合は誘導員を配置する、また一般車両の運行を最優先として、支障が出ないように車両を優先する。また、案内標識、保安標識等規制の必要な器具を設置するというようなことがございます。これとは別でございますけれども、このほかに、これは仕様書であったりそれに対する業務計画書の中でございますが、許認可と申しますか、そういうようなものとして、小樽警察署から道路使用許可というものをとっております。

○齊藤委員

それだけの準備、きちんと対策をとった上での作業ですが、今、市長がおっしゃるように、万が一にもこういう危険な、その上でも危険なことがあったということになれば、これは、今後、他の現場でも事故につながる云々というおそれがありますので、しっかり改めて全市的に調査して、そういう対策をとっているにもかかわらず、そういう危険なことがあるのかどうなのか、しっかり調査してこの予算特別委員会の審査中に報告していただきたいと思っております。

○（建設）雪対策課長

今、まさに作業中でございますので、七つのステーションに対しましては、安全管理について指導してまいりたいと考えております。

（「いや、指導ではなくて」と呼ぶ者あり）

○委員長

委員会の最終総括までに、報告いただけませんか。

○（建設）雪対策課長

安全対策というのは書面上でやっていますし、小樽警察署から道路使用許可というのは七つのステーションとっております。その上で、危険な行為をやっているのかどうかというようなことについて、どういうことをやっているかは別といたしまして、聞き取りを行うことは可能でございますので、聞き取りを行ってまいりたいと思っております。

○齊藤委員

市長はそういうことがあると言っているのですよ、今、この予算特別委員会の中で。それはしっかり確認していただきたい。そして報告していただきたいと思っております。

（「これ、まず、報告できます」と呼ぶ者あり）

先ほどお聞きしましたけれども、一番現場の状態、2月9日の状態をわかっている業務主任が、そのような現場での危険なことがあったというのは認識していないというふうにおっしゃっているのです。それにもかかわらず、では、市長が危険であったというのだったら、明確にどういうことがどの場面で、どう、何があったから危険なのかと。合理的にみんなが、あ、危険だなということがわかるように説明しなければ、自分が危険だと思ったとか、危険を感じたとかというだけでは、その業者の方とか市の除雪対策本部の方が逆に困るわけですよ。これだけのことをやっていて、何が危険なのと言われるわけですよ。市長がそれでも危険なのだということであれば、その危険な内容を明確に言っていただきたい。

○市長

では、改めて明確に言わせていただきます。

先ほども雪対策課長からお話がありましたように、その取り組まれていた業者から、どういう作業を行っていたのかということを図面で提出をいただいているところでございます。その中では、阿久津内科の裏手側、国道から小樽市立病院に向かう部分、そこにおいては作業範囲内を通行どめにして作業をするというふうになっていて、いわゆる反対側、いわゆる病院から国道に抜けるほうは、片側交互通行でやりましたということで提出をいただきま

した。でも残念ながら、現場は違いました。国道から病院に向かうほうにユンボがありまして、そこは通行どめにはなっておりませんでした。そして、誘導員がその脇を車を通すという状況、しかもそこに道路にユンボは雪を落としていた。で、反対側もタイヤドーザーが走っていましたが、そこも誘導員は 1 人いましたけれども、通行どめにはなっておらず、車が行き来する状況でありました。私は、先ほど業者の方々が一番御存じだという表現されましたが、一般論として、例えば悪質な業者があったときに、私悪いことしていますよというふうに積極的に話される企業はないと思います。また、危険な作業をしていて、私たちは危険な作業をしていましたということを積極的に話される方は私はいらっしやらないと思います。

しかしながら、今回、担当職員からこの状況を確認をしたときに、そのときの作業と違う図面が出てきたのは、私は非常にショックが大きかったです。ですから、私は何度もお話をしております。その通りを車通るところにユンボが雪を落とす、そして作業通行どめが行われていなかった、そしてそれによってその雪山が、車であつたりそういうところにぶつかりかねないという危険性を感じたというところでございます。

○齊藤委員

今の発言は非常に重大だと思います。いわゆる第 6 ステーションが、本来設定すべき通行どめのところを、その市長が見た時点で、通行どめになっていないみたいな話ですね。

(「なっておりませんでした」と呼ぶ者あり)

それについては、雪対策課は実際どうなのですか。確認しましたか。

○(建設) 雪対策課長

そのときの配置図、誘導員等、機械の配置図等の提出を求めたところで確認を終えておりますので、それは実際にどうだったかというのは、私どもは現地に行っておりませんので、その状況は把握しておりません。改めて業者に聞いてみたいと考えております。

(「今ごろかい」と呼ぶ者あり)

(「今ごろか」と呼ぶ者あり)

○齊藤委員

いや、それはね、しっかり聞いてもらわないと。

(「今ごろか」と呼ぶ者あり)

実際、いや、それが今市長が言ったからね、それが全部そうだというわけではないかもしれません。ステーションにも言い分があるかもしれないので、そこについては早急にしっかりと確認をして、この予算特別委員会に報告をいただきたいと思います。

○委員長

課長、よろしいですか。

○(建設) 雪対策課長

業者の方に聞いていきたいと考えております。

○委員長

この際、暫時休憩をいたします。

休憩 午後 3 時 02 分

再開 午後 3 時 19 分

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

共産党に移します。

○酒井（隆裕）委員

◎就学援助について

それでは、私からまず就学援助について質問をしたいと思います。

昨年 9 月 30 日に北海道教育委員会教育長より各市町村教育委員会教育長宛てについて就学援助事業の実施についてという通知が出されました。ここでは、事業を実施する上での論議点等について、そして御論議いただきたい箇所について示されております。また、就学援助事業を充実するためとしまして、幾つかの事項が記されています。

そこで、何点かお伺いをしたいと思います。

まず、補助対象項目についてであります。2014 年度から要保護児童・生徒へ援助費補助金の補助対象費目にクラブ活動費や生徒会費及び P T A 会費が追加され、これらの費目についても準要保護に係る地方交付税措置がされております。

これまででも、これら 3 費目について援助対象とする費目の拡大を求めてまいりました。通知でも道内 89 市町村が 3 費目を、30 市町村が 1 費目または 2 費目を援助対象としております。私の調査でありますけれども、3 費目を対象にするかどうか、これについて、調査中としている市町村が 40 自治体に上っているということは、極めて重大だと思います。

教育委員会に聞きます。少なくとも、P T A 会費について検討していなかったのかどうか伺います。

○（教育）学校教育支援室成田主幹

平成 29 年度予算に、3 費目のうちのどれかを予算として要求していなかったことかということかと思っておりますけれども、教育委員会としましては、このうちの一つの P T A 会費を予算という形で要求をさせていただきました。

○酒井（隆裕）委員

教育委員会としては要望されたわけでありませう。

市長にお伺いいたします。この P T A 会費について、教育委員会から要望されていたのに、なぜ計上しなかったのかお伺いしたいと思います。

○（財政）財政課長

この P T A 会費を含めました就学援助の予算要求につきましては、確かにあったところでございますが、平成 29 年度の予算編成につきましても、財政状況が非常に厳しく、財源に限りがあることから、こういった拡大や新規の事業等につきましても、有効性や優先度を考慮しながら取捨選択を行って予算計上したところでありまして、就学援助につきましても、この追加経費の部分を除いて計上したものであります。

○酒井（隆裕）委員

ということは、市長はこの P T A 会費を補助するという点について、有効性、優先性は低いとお考えでしょうか。

（発言する者あり）

○副市長

査定において必要性がないとかまたは対費用効果が低いとかという判断ではなくて、予算全体が限られた枠の中で判断するとき、他の事業と比較してどちらの優先度が高いか、そういう判断になりますので、教育委員会もほかの事業でたくさん新規事業もある、ただ、教育委員会の中のその優先度合いというのもありますし、また、市として全体としての優先度、その中からたまたま今回は我慢をしていただいたと、その事業の必要性自体は否定しているわけではございませんので、御理解いただきたいと思います。

○酒井（隆裕）委員

この 3 費目の中でも、特にこの P T A 会費というのは誰もが負担しなければならないわけでありませう。だからこ

そ、こうしたものについて、教育委員会から予算要望があったと。やはり市長部局としても、しっかりその辺というのは対応していただいて、そして来年度はこの P T A 会費について上げるというようなこともぜひ検討していただきたいと思うのですけれども、副市長、いかがでしょうか。

○副市長

第一義的に教育委員会の中で事業の優先度合いなどを考慮しながら教育予算枠の全体の中での御判断というまず一つあると思います。それから、それを受けて今度要求があったときに、市全体の中で本年度どれを優先的にやるのかというそういう取捨選択のことも現実の問題としてありますので、ただ、今回こういう質疑があったということについては、心に刻んだ上で全体の査定の中で判断してまいりたいと考えております。

○酒井（隆裕）委員

それでは、次の質問に移ります。

就学援助制度、今、入学準備金についてで、入学前支給、ようやく新年度予算で実現するということになって、非常にほっとしております。ただ、その一方で、やるといったときは非常に早かったのですけれども、実施するのが事実上去年です。本当であれば補正予算などを組んでいただいて、ことしからやっていただくというふうにしていただきたいのですけれども、そういった検討はなされなかったのかどうか伺いたいと思います。

○（教育）学校教育支援室成田主幹

平成28年度中に入学準備金の前倒しは検討しなかったのかというお尋ねかと思っておりますけれども、昨年の第2回定例会の総務常任委員会の中で教育委員会としましては、29年度中には実施したいということで答弁をしたものでございますが、その中では、課題として入学準備金を前倒しするということは、申請の時期が当初よりもかなり早くなる、1月ぐらいというような形になるのかなとは思っておりますけれども、その締め切りが早まることによって、収入基準、現行は就学援助制度としましては前年度の収入をもとに判断しておりましたが、1月になりますとまだ所得の確定、源泉徴収も出るかでないかという時期なものですから、そういう場合は前々年の収入をもとに考えるというような形も考えなければならないと。そうしますと現行の基準との正誤というか、その部分を解消するためには慎重に検討しなければならないということをごさいます、少々時間を要していたということがまず一点でございます。

それからもう一点ですけれども、当然28年度に行うということになりますと、市民の皆様には制度の周知をしなければならないということになりますと、1月に仮に申請をするという形になりますと、遅くとも逆算して秋ごろには皆様には周知しなければならないと。そういう時間的な部分をごさいます、翌年度の29年度中という形で今回はさせていただいたところでございます。

○酒井（隆裕）委員

他都市では、先ほどの前々年度ということもありましたし、そういった部分クリアして一刻も早くというような選択をされたところもあるわけでありまして。そうした点で、今年度行われるということでありまして、しっかりと行っていただきたいと思っております。

今、国会で新年度予算が議論されている最中でありまして。この入学準備金につきまして、準要保護に係る金額でありますけれども、今年度、小学校2万470円から4万600円に、中学校は2万3,550円から4万7,400円にと上げることが今議論されているわけでありまして。要保護、準要保護についても同様の金額になるというふうに確認してよろしいかどうか伺います。

○（教育）学校教育支援室成田主幹

委員のお尋ねの件につきましては、本年の1月31日に、道教委を通じて国の予算案として今回の単価が案として示されたところでございます。

○酒井（隆裕）委員

それでは、入学準備金の入学前支給についての具体的中身を聞きたいと思います。支給対象者、申請方法、申請時期、支給額、支給日、支給方法、準備金支給までの日程はどのように進められているのか伺います。

○（教育）学校教育支援室成田主幹

入学準備金の前倒しの具体的な部分につきまして、何点か御質問がありました。まず、支給対象者ということですが、こちらは従来どおり市内小・中学校へ入学予定の児童・生徒で、準要保護世帯に該当する場合ということになります。次に、申請方法、申請時期ということですが、申請方法は従来どおり申請用紙を提出していただき、申請の期限につきましては、1月中を大体締め切りと考えております。そして、支給額につきましては、今回の国の予算の部分の単価の引き上げ案が通りますと、それに準じた形でやるという形、もともと予算の単価に準拠して私どもは支給しておりますので、その部分は市長部局と協議をしていく形になるのかとは思いますが、その3月中にまず支給をするという予定でございます。それから、支給方法につきましては、保護者の口座へ直接振り込む予定を考えております。

○酒井（隆裕）委員

適切に進めていただきたいと思います。

ここで、転出した場合という問題が生じるわけでありまして。そうした場合に返金を求めるかどうかということが問題となりますが、八王子市では、2月1日以降に転出したとしても、新入学準備金の返金を求めないけれども、転出先自治体には、入学前支給を行った旨を通知するという形で工夫しております。こういった手法も参考になるのではと思いますけれども、御見解を伺います。

○（教育）学校教育支援室成田主幹

入学準備金を前倒し支給した後に転出された場合の返金ということの御質問かと思っております。支給対象児童・生徒が入学前に市外に転出した場合、小樽市としましては、就学援助事業における入学準備金というのは、4月に市内小・中学校に在籍する入学児童・生徒を対象に支給するものであり、入学前に支給するという事は、ほかの費目と異なりまして特例という形になるということから、実際に入学しなかった場合は、本市においては返金を求めることになるというふうに考えております。

○酒井（隆裕）委員

この保護者にとってまた返金を求めるという形になると、やはりややこしい話になってしまうのかなというふうに思うのです。ぜひ、こういった手法についても、調査研究をしていただきたいと思います。

◎無料低額診療事業について

続きまして、経済的な理由で医療を受けることが困難な方々に対して、無料または低額な料金を診療を行う事業であります無料低額診療事業について伺います。

今回の通知でも、福祉部局、担当部局とも連携して、各種支援制度についてもあわせて知らせるなど、きめ細やかな情報提供に配慮してくださいという形で記されております。本市でも4病院診療所が当該事業を行っていくということで、今回、小樽市のホームページにこの無料低額診療事業について掲載されたのです。恐らくこの通知に基づいたことだと思いますし、非常に喜ばしいことだと思います。

ここで伺いたいのは、こうしたホームページ以外でも周知や通知、情報提供などを積極的に行っていく考えはないのか、現在行っていること、それから、これから研究したいと思っていること、それぞれについて御説明をしていただきたいと思います。

○（教育）学校教育支援室成田主幹

無料低額診療制度、今回ホームページに載せるという形になりました。ほかにどのような形で周知するのかということですが、今年度1月下旬から2月にかけて全児童・生徒に配付しました平成29年度の就学援助の案内文

書ですね、そちらにも無料低額診療制度の内容について文章を加えさせていただきました。それから、ほかの部分にはどういうふうに周知していくかということですが、現在はホームページ、案内文書という形で就学援助自体の制度はこちらから周知しているところですが、ほかにいろいろな事業で皆さんに役立つような事業が出てくれば、そういう周知すべきものがあれば、ほかにさまざまな媒体を使って周知ということで見たいと考えております。

○酒井（隆裕）委員

やはりこうした無料低額診療事業を受けるという方々については、経済的な理由でなかなかできないという方でするので、積極的な情報提供をお願いしたいと思います。

就学援助の部分で最後ですが、事業の運用改善の参考となる事例についてであります。学校病と指定されている病気につきましては、医療券の発行によって窓口負担をすることなしに受診をすることができるわけであり、本通知でも学校の歯科検診の結果、治療の必要があることを知らせる際、就学援助を活用いたしまして治療が受けられることをあわせて伝えることが紹介されております。本市における取り組みと今後における周知方法について伺いたいと思います。

○（教育）学校教育支援室成田主幹

歯科検診の結果治療の必要がある場合の就学援助の活用の部分ということのお尋ねかと思っております。学校保健安全法第24条では、感染性または学習に支障を生ずるおそれのある疾病で、政令で定めるもので、学校において治療の指示を受けたとき、要保護及び準要保護児童・生徒に対して、治療のための医療に要する費用について必要な援助を行うという定めがございます。虫歯はこの疾病に該当するものでございます。毎年5月、各小・中学校を通じて対象の児童・生徒に健康診断で治療の指示をされた虫歯について、本制度が活用できる旨を通知しまして、またホームページにおいても同様の周知を行っているところでございます。

○酒井（隆裕）委員

それでは、次の質問に移ります。

◎税の第三者委員会について

税の第三者委員会について伺いたいと思います。

今回、石田議員の質問に対して、外部で検討するというような御答弁があったというふうに思います。そもそもなぜこの外部の第三者委員会が必要なのか、伺いたいと思います。

○（財政）納税課長

第三者委員会につきましてですが、我々も滞納整理を行っている中で、先ほども答弁いたしました、非常に高度な法律判断求められるケースも多々あることから、我々も当然職員としても相当勉強はしているのですが、どうしても判断が難しいケースなどもあるものですから、そのような意味で特に税に詳しい弁護士や公認会計士に必要に応じて相談できる体制というのは、まず非常に重要だと思っております。ただ、先ほど言いました外部組織という意味合いにおきましては、内部での相談体制を構築するのと具体的にどう違うのかという部分も含めまして、他都市の状況なども調査しながら設置方法、やり方について検討したいというような形で考えてございます。

○酒井（隆裕）委員

私はやはり内部でというのはわかるのですが、外部では必要ないと思うのですよね。ここで、市長は守秘義務について配慮してというふうに言っておりますが、そもそも外部でやった場合というのは、可能なのですかね。

○（財政）納税課長

先ほど答弁しましたが、やはり税の徴収というのは強力な調査権ですとか、強制的な徴収という権限がありまして、その反面で当然強力な守秘義務というのが課せられているわけですから、そのような中で、いろいろ制限

というのはおっしゃるとおりあると思っております。ですから、その中で法律の範囲内という大前提はやはり覆すことはできませんので、その範囲の中で他都市の事例なども調査しながら設置することによって、例えばより効果が得られるのであれば、やはりそのような方法も考えていくというような形で検討していきたいということで考えてございます。

○酒井（隆裕）委員

いや、無理なのです。先ほど千葉委員の質問の中でもありましたけれども、他都市でも例がないのです。私は、もうこれは無理がある、むちゃがあると思います。そもそも小樽市には、優秀な職員の方がいらっしゃいますよね。こういった方々が税の一番の専門家ではないですか。こういった方々を市長は信頼されていないということなのかどうか、お伺いしたいと思います。

○市長

信頼しているのかしていないのかというお話かと思いますが、私も酒井隆裕委員のおっしゃるように、市役所職員は能力が高く、一生懸命やって、それに伴う効果も少しずつ上がってきているというふうに認識をしておりますし、信頼をしっかりと委ねているところでございます。

しかしながら、今、小樽市において、高額案件において困難な案件がやはりあるという状況を鑑みて、いわゆるその能力の高い職員でも、なかなかそこが解決に至っていないという状況を鑑みますと、その次の手を考えなければならぬということから、今回のような答弁をさせていただいたところでございます。今後において、やはりその状況で設置方法、どのような方法があるのかをしっかりと見定めて、その上でその可能性を探っていきたい、このように考えているところでございます。

○酒井（隆裕）委員

納得できるものではないのです。内部の中で十分できるのに、わざわざ外部につくらなければならない理由としては、極めて理由に乏しいと私は思います。

次に、市税収納向上対策経費でありますけれども、本年度1,094万7,000円から新年度予算では1,155万円に増加しているわけでありまして。要因と内容について説明をしていただきたいと思っております。

○（財政）納税課長

市税収納向上対策経費につきましては、封筒などの印刷費ですとか、再交付文書の郵送費、あとインターネット公売の手数料や差し押さえた不動産に係る不動産鑑定料などかなり多岐にわたっているのですけれども、それぞれの実績に鑑み予算を増減させながら予算づけしているところでありますが、その中で、ことしふえた主な要因といましては、催告等の郵送料の増やあと先ほど申しあげました外部ではなくて内部のほうですけれども、内部で弁護士や公認会計士に相談するための相談料というのも含まれておりまして、それらの計上なども含めて経費増につながっているところであります。

○酒井（隆裕）委員

先ほど高額案件ということの対応ということもありましたけれども、私が危惧するのが小樽市内のほとんどの事業者は中小企業、業者であります。そういった方々、それから一般の個人の方々、こうした方々への徴税強化にはならないと思うのです。何よりも滞納される方々、さまざまな事情がございます。それをしっかりと話を聞いて対応していくというきめ細かいことがどうしても必要になると思うのです。滞納している方全てを悪と見るかのごとくなこととはしていただきたくないと思いますけれども、いかがでしょうか。

○（財政）納税課長

委員、御指摘のとおり、当然、滞納者みんな悪だというふうには、私たちも思っておりません。それで、おっしゃるとおり中小企業ですとか、一般個人という方で、どうしても納税したいのにできない方というのがたくさんいらっしゃるというのも当然承知してございます。その財産状況なり、収入状況、納付状況などを総合的に勘案しな

がら法律の範囲内の中で我々も判断して進めておりますので、今後もしもいろいろ相手方の状況見きわめながら、滞納整理に努めていきたいと考えてございます。

○酒井（隆裕）委員

◎市長の除雪パトロールについて

次の質問に入ります。除雪について聞きます。

1点だけ。市長によるパトロール、行われているということで、それ自体は悪いとは思わないのです。むしろいいことだと思います。ただですね、そうした市長によるパトロールによって、業者が圧力を受けるというふうに感じるとなったら、本末転倒なのです。それから何よりも市民を監視したり、そして密告するようなごとの今の排雪について、市長はルールに基づいてと話しますけれども、本来でありましたら、市民からの要望について全ては答えられないかもしれないが、できるだけやっていくのだというそういった温かい気持ちというのが必要ではないかなと思います。いかがでしょうか。

○市長

私自身のパトロールのことからお話が合ったかと思っておりますので、私にその答弁等を求められているかと思っておりますので、私からお話しさせていただきますけれども、圧力という表現をされましたが、私自身は先ほど副市長からも答弁ありましたが、私自身この除排雪の改善ということをやはり公約の一つに掲げておりますので、私自身はその責任を持って行動しなければならないと思っております。そして、その中においてやはり現場を確認するというのは非常に重要なことだと思っております。それにおきましては、酒井隆裕委員からもお褒めの言葉いただきましたけれども、その視点を持って取り組んでいるところでございます。

そして、私だけの話ではありませんが、このようにパトロールをしっかりと行うことによる、やはりその仕事を請け負われている業者の方々に対する緊張感にも結びつくと、私自身は思っているところでございます。そして、その中で御指摘のように、全ての要求、要望に対してお答えするというのは非常に難しいところだと思っております。やはりどうしても予算というものは限られておりますので、その予算の中でどれほどに効率的に行うのかということが重要だと思っております。しかしながら、酒井隆裕委員がおっしゃるように、市民の皆様がやはり安心して冬の期間でもお出かけになれる環境づくり、市民の皆様がこのまちに住んでいてよかったという環境づくりは非常に重要だと思っておりますので、その多くの市民の皆様の声の中で具体的に制度設計したりとか、またはよりよい環境づくりに対して担当職員と一丸となって取り組んでまいりたい、このように考えているところでございます。

○酒井（隆裕）委員

除排雪については、また後日行いたいと思っておりますけれども、通常、本部長を頂点とした指揮系統があるわけですから、そういったことをしっかりと守っていただきながら、市長として、問題点があれば、原部に指示を出すというような形でやっていただきたいと思っております。

◎おたるドリームビーチの演習について

おたるドリームビーチでの演習についてであります。

陸上自衛隊北部方面隊によります、おたるドリームビーチで戦闘力演習というものが昨年行われました。今年も同様のことがもし要請されたという場合、小樽市としてどのように対応するおつもりかどうか、お伺いしたいと思います。

○総務部次長

昨年、演習があったということで、ことしも同じような演習があったらどうかという御質問でございまして、訓練の時期ですとか、規模ですとかによっても違うと思っておりますので、実際に訓練の通知があった場合には、十分な情報収集を行いまして、市民生活に大きな影響が生じる場合には、その時点で対応を考えたいと思っております。

す。

○酒井（隆裕）委員

私たち日本共産党は、一般的な自衛隊の演習について否定しているわけではないのです。ドリームビーチ、小樽市民の憩いの場である海水浴場を演習場とすることは、小樽市にとってもイメージダウンにつながる、それから危険が生じる可能性もあるのではないかとということで指摘しているわけであります。

ここで、市長にお伺いしたいのは、和歌山県美浜町での出来事であります。この2005年、県立自然公園であります煙樹ヶ浜、ここで防災訓練の名をかりて水際地雷敷設車の運行訓練が始められたと。そこでは2012年7月から浜での地雷敷設訓練が始まった。2013年からは和歌山駐屯地の部隊だけでなく、全国の水際障害中隊も参加して訓練が行われている。さらに地雷を敷設して、上陸を阻止する側と上陸舟艇で上陸する側、大規模演習と訓練のエスカレートが進んでいるということであります。このようになったとしても、問題ないと言えるのかどうか、市長のお考えを伺いたいと思います。

○総務部次長

今、和歌山県美浜町ですか、事例を挙げられましたけれども、問題があるかないかは具体的にどのような訓練かによって変わってくると思いますので、今後の推移を見ながらその時点で判断したいと考えております。

○酒井（隆裕）委員

海岸の占用許可権というのは、北海道知事にあるわけであります。ただ、去年は小樽市に意見を求められていたのですから、せめて遺憾であるとかそのぐらいの意見を述べることはできたはずであります。市長としてことしの申し入れがあった場合に、そういったことを言う可能性はないのかどうか、最後に伺います。

○総務部次長

こちらもし繰り返しになりますけれども、その時点でどのような訓練になるのか、その状況を把握いたしまして、その時点で判断したいと考えております。

○新谷委員

◎排雪について

除排雪のことで、小貫委員が代表質問で質問しました。私もあの地域の方、さまざまな方から要望されておりますけれども、今、道路除雪はよくなったのではないかとということですが、その雪を積み上げて、非常に高い山になって擁壁状態になっていると。それで、脇から出てきた場合に、車また通行人が見えないということで、非常に危険なのです。そういう箇所があります。市長はそういうところ、わからないかもしれませんが、たくさんそういう声が寄せられていまして、先日、女性団体とお話しさせていただいたときも、そういうことが出ていました。

それで、雪対策課に要望しますと、何ていうか、歯切れが悪いのですね。市民は、住民は、もう排雪はしないのだろうか、例年2回来てくれるのだけれども、もうやらないのだろうかという、そういう声を寄せているのですが、それはどういうふうにするつもりなのか、お聞かせください。

○（建設）雪対策課長

排雪のことでございますけれども、排雪につきましては、今2回とかというような御質問もございましたが、排雪については回数等というのは決まっております。パトロールをして、まず除雪を行い、雪山が高くなった段階で、これ以上道路付近を通るのに雪山が高く積むことができなくなれば、排雪をするということをしておりますので、排雪につきましては、道路付近等必要な状況になった段階で排雪させていただいているというところでございます。

また、雪山が高くなっているというところでございますけれども、これにつきましても、議会議論等を通して、今年度ですが、主要箇所の雪山の処理の強化という形で予算をふやしておりますので、その箇所については雪

山をきちんとしていきますし、またそれ以外の箇所でも、余りにもひどくて見通しが悪い箇所につきましては、雪山の処理に努めてまいりたいと考えております。

○新谷委員

いえ、何度も要望しているのに、さっぱり改善されないから、今、質問したわけですよ。ですから、2回に限らない、それはそうだと思うのです。でも、実情ですね、市民が困っていること、今、先ほど市長が安心してお出かけできるようにしたいと、そういう環境づくりしたいとおっしゃったのですから、やはりこの高い雪山、子供も見えなくて本当に危ないのですよ。そういうところはぜひ一斉には言いません、きちんと見て、ここは必要だと思うところをきちんとやっていただきたいと思いますし、何回も要望しているところは、早急に対応していただきたいと思いますが、市長はいかがですか。

○市長

除雪対策本部の中で、例えば、その子供たちが通学する路線であったりとか、さらにはバス通りとかもそうなんですけれども、いわゆるそれについてはしっかりパトロールをして、その必要に合わせてしっかり対応していただいていると私自身は認識をしているところでございます。しかしながら、今、御指摘があったように、なかなか行き届いていない部分であったり、または住民の方々にとってはここもやってもらいたいという思いはあると思いますが、先ほど来からお話しさせていただいているように、やはりその限られた予算の中で全ての要望にまでは応えられていないということが現状ではございます。

しかしながら、先ほど雪対策課長からも答弁させていただいたように、その交差点における雪山の処理等を今年度初めて予算化をして、全ての箇所ではありませんけれども、少しずつ改善を図るように動き始めているところでございます。今後においても、その地域事情であったりとか、またはそのように交差点における危険性等を改善できるような政策において、内部においてしっかり検討して、一つずつ取り組んでいきたい、このように考えているところでございます。

○新谷委員

一般論として、そういうことはわかります。でも、個々の地域の要望だとかもありますので、やはり住民の声を積極的に受けとめていただきたいと、再度要望いたします。

◎介護保険の問題について

それでは、介護保険の問題についてお聞きします。

まず、介護保険についてですけれども、平成28年第5回定例会補正予算で介護サービス等諸費で給付費2億3,000万円減額しております。この理由についてお知らせください。

○（医療保険）介護保険課長

2億3,000万円の減額の理由ですが、主な要因としまして、介護療養型医療施設の転換が進んだこと、地域密着型サービスが当初の見込みよりも少なかったこと、また特定施設入所者生活介護を提供する事業所の開設時期のおくれや利用者が見込みより少なかったことによります。

○新谷委員

それで次に、保険料余剰金4,815万1,000円のうち、1,311万5,000円を基金積立金へ補正するという説明ですけれども、これだけ余剰金が出た理由は、どういうことによりますか。

○（医療保険）介護保険課長

歳出が減ったことによって、歳入の保険料は一定の収入が入る見込みですので、そういったことで余剰金が出るというような見込みになったものであります。

○新谷委員

それで、今、基金積立金は年度末見込みで幾らになりますか。

○（医療保険）介護保険課長

平成28年度末で約4億2,700万円となる見込みです。

○新谷委員

今期の介護保険は平成29年度で終わりですね。それで、30年度から新しい保険料の介護保険制度になるのですが、この積立金を保険料軽減に充てて、市民負担軽減をしてほしいと以前にも言いましたけれども、改めて要望いたしますが、いかがですか。

○（医療保険）介護保険課長

介護保険料につきましては、3年ごとに見直しをかけております。それで、今期は平成27年度から29年度までとなっております。それで、29年度には介護保険事業計画を新たに策定しまして、30年度から32年度の保険料を算出するわけですが、この29年度に策定する介護保険事業計画において、保険料を算出する過程において介護保険事業の費用を見込んだ上で、基金積立金の使途も含めて検討していくことになるかと考えております。

○新谷委員

その改定時期の介護保険事業の改定ですけれども、その中で検討するということですが、やはりさまざまな医療費の増だとか、それから療養費の上限引き上げだとか、そういうことで負担がふえているわけですね。ですから、できるだけ市民の負担を軽減するように、ぜひこの意見を言っていたきたいと思います。それと、次期介護保険事業の改定はどのように進めていくのか、構成メンバー、人数などを含めて計画についてお知らせください。

○（医療保険）介護保険課長

次期介護保険事業の改定についての進め方ですけれども、こちらにつきましては、小樽市高齢者保険福祉計画等策定委員会での議論も踏まえ進めていくこととなります。この策定委員会につきましては、25人以内の中で保健・医療・福祉等の関係者及び関係団体、市民代表、学識経験者等の中から市長が委嘱することとなります。委員会の庶務につきましては、小樽市の保健所、福祉部、医療保険部が行います。

○新谷委員

もう少し詳しく、市の関係者ではなくて、例えば老人クラブだとか認知症の家族の方だとか、そういう方々も入るのか、その辺はどうですか。

○（医療保険）介護保険課長

この小樽市高齢者保健福祉計画等策定委員会というのは、外部の方々から成る委員会です。その中には医師会、歯科医師会、薬剤師会を初め、今おっしゃった老人クラブ連合会、町会、あと民生・児童委員ですとか、認知症の人を支える家族の会、そういった各種関係団体の方ですね、介護サービス事業所の代表ですとか、そういった方々から成る外部の委員会となっております。そこでも議論をいただいて、そういったことを踏まえて、市として方向性ですとか計画を策定していくように進めていきます。

○新谷委員

現在の保険料段階は10段階で、前期よりも2段階ふえました。それで、小樽市にはそんなに高額所得者がいないということも聞いていますけれども、これ頭打ちになって、かなり所得のある人でも第10段階どまりということがありますので、やはりもっと細かくもう少し段階を多くして設定していくべきではないかと思っておりますけれども、いかがですか。

○（医療保険）介護保険課長

保険料の段階設定につきましては、現時点ではまだ未定ですけれども、まず国が示す政省令で示される標準段階をもとにして、また現在の小樽市のこの段階区分も参考にしながら、今、委員がおっしゃったような所得に応じた公平感といいますか、そういったものを念頭に次期の計画の中で検討してまいります。

○新谷委員

それから、地域支援事業ですね、平成29年度から本格化し、認知症カフェ運営事業を市内6カ所で開始するというそういう予定を書いておりますけれども、事業内容、それから場所などお聞かせください。

○（医療保険）介護保険課長

この事業につきましては、認知症カフェを実施する団体に対して運営に係る経費を対象として補助金を交付する事業になります。地域で生活する認知症の方、またその家族を支援するため、認知症のケアやその相談に応じる専門職を配置したくつろいだ雰囲気の中で介護相談や勉強会など、要件としましては年間6回以上の開催を要件にして、1事業所当たり6万円を上限とした補助を考えております。また、場所につきましては、これから予算がついてから公募という形で考えておりますので、今はまだはっきり決まっているものではないのですが、四つの日常生活圏域でバランスよく実施されることを念頭に、実施事業者を公募する予定であります。平成29年度につきましては、6カ所分の予算要求をさせていただいているところであります。

○新谷委員

この認知症の問題は、もう今深刻な問題となっております。先日、女性団体と懇談した際、まだまだ認知症に対する認識が足りないし、そのカフェなんか少ないのではないかなという意見がありました。市としては、どのようにこれに対して考えていますか。

○（医療保険）介護保険課長

まず、この認知症カフェにつきましては、以前より、この本市議会の中でも委員の方から御質問、御意見いただいていたものです。市としましても、実際、独自に実施されている団体のチラシを置くなど、そういった情報を発信してきたわけですが、なかなか普及が進まないということで、今回こういった予算要求をさせていただいたところであります。

この認知症カフェの必要性につきましては、繰り返しになるかもしれませんが、認知症の方やその家族の生活を支援するため、大変有意義なものと考えておりますので、市としましても後押しをする手法として、こういった事業に取り組みさせていただきたいと考えているところであります。

○新谷委員

それと、小さいうちから子供たちにもこの認知症についての認識をしてもらったらいいいのではないかなということで、学校の中の授業で取り入れていただきたいとか、取り入れたほうがいいのではないだろうかという声もありました。その辺は、教育委員会と相談してやっていただきたいと思っております。

それから、特別養護老人ホームですね、要介護3以上でなければ入所できなくなりましたが、現在、入所待ちは何人で、これから特別養護老人ホームをふやす計画はないのか、その点について伺います。

○（医療保険）介護保険課長

特別養護老人ホームの入所待ちの状況ですが、平成28年4月1日時点で、要介護3以上の方で355人、要介護1と2の方で153人の計508人となっております。またこのほかに、要支援の方で2名の方が申し込まれているというような報告になっております。

今後のこういった施設の計画ですけれども、こちらにつきましても、市としましては、国の次期計画期間の制度設計など動向を見きわめた上で、特養も含めた介護保険施設の整備につきましては、平成30年度からの第7期介護保険事業計画を策定する段階で検討としてまいりたいと考えております。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

民進党に移します。

○高橋(龍)委員

◎企業誘致について

まず、企業誘致についてお伺いをいたします。

経済対策として、市長が挙げている企業誘致についてですけれども、地域内の企業だけで補えない役割がある中で、市外の企業の一部機能を本市に呼び込むという能動的な企業誘致も必要であると思っておりますが、これまでトップセールスとして何社ほどどのような企業に当たりましたか。具体名は出さなくても結構ですが、業種などもお示しいただければと思います。

○(産業港湾)荒木主幹

これまでトップセールスの企業訪問ということでございますけれども、市長就任後ということで、首都圏の企業 13社を訪問しております。業種は飲料、食料、食品関連企業が 8社、情報関連企業が 4社、その他が 1社となっております。

○高橋(龍)委員

トップセールスに行く企業は、どのような意図で、どのタイミングで選んでいますか。また、企業の選定はどなたが行われているのでしょうか。

○(産業港湾)荒木主幹

訪問のタイミングにつきましては、平成27年に実施しました設備投資動向調査の結果などにより、北海道や本市への立地に関心を示された企業を対象に随時訪問しております。また昨年、首都圏で開催された北海道主催のふるさと北海道応援フォーラムでお会いした小樽にゆかりのある方の企業を訪問させていただくなど、積極的な人脈づくりを図っております。

この対象企業は、企業誘致担当からの情報などにより、最終的には市長が選定しております。

○高橋(龍)委員

それでは、現状の成果と申しますか、成功率また目標などがありましたらお聞かせください。

○(産業港湾)荒木主幹

トップセールスの結果、まだ企業立地に至ったケースはございませんが、企業誘致は一般的に千三つともいわれておりますけれども、直ちに成就することは難しいのかなと思っております。しかしながら、今後も引き続き企業訪問等により、企業との関係拡大を図って、1社でも多くの企業に立地していただけるよう努力してまいりたいと考えております。

○高橋(龍)委員

では、森井市長にお伺いしますが、トップセールスの際、小樽市の営業マンとして、どのような内容で営業をされていますでしょうか。

○市長

まず、先ほど来というか、今までも設備動向調査のお話をさせていただいていると思っております。その中では、その企業としてやはり道路や港湾、さらには空港など物流アクセスの利便性であったりとか、さらには本社、支社との近接性、そして労働力の確保、さらには市場への近接性等が挙げられているところでございます。小樽市においては、それについての優位性というか強みがあります。例えば最初のお話でいけば港湾がしっかりあり、または道路における国道、高速道路等の物流アクセスは非常に高いと思っておりますし、また鉄道も通っているところでございます。さらには、札幌市と近いということにおける優位性も非常に高いものがあると思っております。

ます。そのような優位性を説明する、これが第一でございます。

さらに、小樽市におきましては、例えば歴史や文化における他のまちにはない素材であったりとか、さらには今観光業が非常に高まっている、インバウンド等の国内だけではなくて、そのような海外の方々も来ているという特性、強みもございます。さらには後志管内を含めた食材のよさなどもございますので、そのようなこのまちにおけるほかのまちにはない資源等もしっかりとお伝えをさせていただきながら、このまちにおける企業誘致はもちろんですけれども、このまちにいろいろな形でかかわっていただく、その環境づくりを目指して私からそのような説明をさせていただいているところでございます。

○高橋(龍)委員

今回、新年度予算で、東京事務所に企業誘致担当を配置するということでしたけれども、具体的にどのような方を置くのでしょうか。どういう雇用形態で具体的な動き方というものをお示してください。

○(産業港湾)荒木主幹

こちらの予算計上につきましては、東京事務所の予算になりますけれども、企業誘致の専門職になりますので、私からお答えさせていただきます。新聞報道でもございましたが、東京事務所に首都圏での情報収集など企業訪問活動を中心に、専門の嘱託員である企業誘致推進員を新たに1名配置したいと考えております。人選につきましては、一定程度首都圏の企業や金融機関に在籍していた方、または企業誘致に関する業務や調査の経験を有する方で、首都圏在住の方を採用いたします。雇用形態は嘱託員で週5日勤務、報酬月額が24万円となります。

なお、条件を満たす方で、さらに申しますと、小樽に思い入れがあったりですか、小樽のために汗を流してくれそうな方、こういった方であればなおいいということでも思っております、現在、東京小樽会や関西小樽会などを通じて、情報提供を依頼しているところでございます。

○高橋(龍)委員

非常にそういった人材が集まったらいいなとは思いますが、嘱託員で、今のその資格というか求める人物像みたいなというのは、結構高望みのような気がするのですが、いかがお考えですか。特に首都圏、その東京事務所ということですから、金額的待遇面でも少し難しいのではないかなと思うところもありますが、いかがでしょうか。

○(産業港湾)荒木主幹

今申しました条件で言いますと、一般に何と申しますか、年齢的にいいますと、やはり60歳、退職後のそういうリタイアされた方、こういったOBの方を選定するというような形になると思いますけれども、こういった方で、やはり小樽のためというか、安いと思います、安くてもぜひ小樽のために力になりたいという方、こういう方を何とか探して配置したいということで考えております。

○高橋(龍)委員

非常に心意気も伝わってきましたので、ぜひ私も見つかることを望みます。

次に、IT企業の中心部誘致という事業も今回お示しいただきましたけれども、先方からのニーズも一定程度あるということで、双方にメリットが生まれることを私も期待しますが、他都市に比べて、このIT企業を呼び込むということで、どのような点で本市においては優位性があるというふうに捉えていますでしょうか。

○(産業港湾)荒木主幹

今回のIT関連企業のこういった優遇制度を創設することに当たりましては、まず道内主要都市の優遇制度を検証いたしまして、その中で昨今コールセンターの誘致実績が多く、制度の内容が最も充実している旭川市を参考にいたしまして、これを本市の制度を創設したところでございます。

まず、その中で本市の優位性といったしましては、特に施設改修費用に係る投資条件を、旭川市と比較するところでは下げまして、小樽市の例えば空き店舗ですとか、そういったような立地も可能な額ということで設定しており

ます。

それから、IT系といいますと、工場系と違いまして、首都圏でなくても立地できるという特性がございますので、例えば首都圏と比べると本市ですと、そういった空きビルにしても空き店舗にしても安価な賃借料で立地できるというような条件もございますから、そういったような優位性もあるということで考えております。

それから、IT関連にしてもコールセンターにしましても、スキル面での人材確保というのが最も重要であるということが関連企業からも直接お聞きしておりますので、そういう面では小樽市が道内最大都市の札幌市に隣接している、こういう点では小樽市民の雇用というのはもちろんですけれども、小樽だけでなく札幌からの人材、こういったものも期待できるという優位性もあるということで考えております。

さらにいいますと、本市というのは海の見えるロケーションですとか、歴史的まち並み、そしておいしい食べ物ということで、例えば働く方にとってもそういった環境面でのプラス要素もあるということで考えております。

○高橋(龍)委員

今、旭川市の例も挙げていただきましたけれども、そうです、特に旭川市の売り文句というか、災害の少なさみたいなことも言っていたりするのです、小樽市においても災害の少ないまちだとは思っています。雪こそ降れど自然災害は比較的少ないほうかなと思っておりますので、そういったこともあわせてぜひ売り込んでいただければと思っています。

このほか市長はどういう企業を誘致したいと考えていますでしょうか。また理由も同時にお示しいただければと思います。

○市長

今、御説明させていただいたほかということですか。それともそのことも含めてということでしょうか。よろしいのでしょうかね。

(「そうですね。興味を示してくれたところだけではなくて、こういう企業が小樽市内に欲しいという何か思っているところがあれば、お示しください」と呼ぶ者あり)

失礼いたしました。まず、小樽市は今まで銭函工業団地における敷地、特に札幌圏から近いということをも優位性を持って特に食品加工関係の工場・工業関係などの誘致を今までも行ってきたところでございます。やはりそのような工場関係の誘致ができることが、まず一つは目標かなと感じているところでございます。

また、先ほどから担当主幹よりお話しさせていただいているように、旭川市等でそういうコールセンターであつたりとか、そのような誘致に成功しているとか、そのような状況があつたりとか、さらには先ほどお話しさせていただいていたその設備の投資動向調査、それに基づいて情報関連企業等も回らせていただいているところではありますが、やはりそれにおいては、もう既にその企業において、地方にそのような支社というか、つくりましたという、そのような情報もいただいていたところでございます。

やはり小樽市の場合には、小樽商科大学を初めとしたそのような先駆的な取り組みをしている学校があるにもかかわらず、小樽の中で地元企業の中でIT系の企業はないとはいいませんけれども、やはり余りそのような大学生の琴線に触れるような企業が少ないというのは感じていたところではありましたので、このようなこのたびのIT企業の誘致についての旭川市の事例やそのような情報等を踏まえて、このたびの制度をつくらせていただいたところでございます。

それ以外におきましても、私といたしましては、先ほど来からお話ししているように、やはりこの小樽の強みまたは小樽における資源、またほかの地域にない優位性、それに基づいた企業誘致ができることが私としては非常に重要なことだと思っております。それに基づいて行うことができれば、この小樽の優位性に基づいて来られれば、他のまちにないとか、他のまちにはその資源がないということで来ていただいているので、一度誘致ができましたら、その後にもたすぐほかの他地域に移転等には結びつかないだろうというふうに思っておりますので、

私といたしましては、やはりこのまちの地域資源を生かせる企業をしっかりと PR をしながら、それにかかわる企業を誘致できるように、これからも取り組んでいきたいなと思っているところでございます。

○高橋(龍)委員

今、市長の御意見もおっしゃっていただきましたけれども、このまちの経済において何が足りない、こういうものが足りないから、企業誘致に積極的に取り組むのだというところ、もう少し具体性を持たせて計画を立てていただければと思います。

◎市政運営について

次に、市政運営についてお伺いをしていきます。広範囲にわたって少しずつ聞いていきますけれども、これまでの議会議論、一部サンプリングしながらお伺いします。

まず、港湾の件からですが、現在進めている小樽港の長期構想の策定ですけれども、既存の長期構想を一部変更するという認識でよろしいのでしょうか、確認をさせていただきます。

○(産業港湾)事業課長

現在の小樽港の長期構想の策定についてでございますけれども、現在、平成29年度の策定に向けて作業を進めているところではございますが、平成9年度に改訂いたしました港湾計画、この基本となる長期構想から、約20年が経過しているところでございます。この間、小樽港を取り巻く社会情勢というのが大きく変化してございますので、既存の構想を一部変更するというのではなくて、現在の情勢の変化に対応した長期構想を改めて策定するといったところでございます。

○高橋(龍)委員

港湾に限らず、長期計画が何のためにあると市は捉えていますか。

○(総務)企画政策室品川主幹

一般的には長期計画は、目指すべき将来の姿を描き、それを実現するための基本的な方針、これを定めるものであり、効果的、効率的な市政運営を行うための指針となるものというふうに理解しております。

○高橋(龍)委員

長期計画で重要な部分というのは、特にハード事業とかでは、どこかを整備するというのには非常に長い時間がかかりますし、そのときに首長が変わってもベクトルがぶれないように長期計画があるというふうに思いますけれども、行政の継続性に対して御認識をお伺いしたいのですが、いかがでしょうか。

○(総務)企画政策室品川主幹

確かにそのおっしゃるとおり、ベクトルがぶれないようにという行政の継続性、こういったものも重要だと認識しております。

○(総務)企画政策室長

今、主幹から申し上げた部分もございますけれども、時々財政状況などもやはり影響しますので、そのどこの時点での見直すかという難しいこともございますが、途中で見直しというのにも必要になってくるものと考えております。

○高橋(龍)委員

何を言いたいかという、例えば首長が変わったから、長期計画であるとかもろもろの計画を変更することができる、覆すことができるというふうになると、継続性がないというふうに国であるとか道であるとかから判断されかねないと思いますので、そこのその一貫性というのは大事にしていきたいと思っているのです。

◎北海道電力への要望書について

続いて、別の話に移りますけれども、北海道電力への要望書についてですが、今回、北電へ要望書を出したことに対して、手続上、不備はなかったと考えていますか。

○(総務)企画政策室佐藤(直之)主幹

手続上の不備はなかったのかということにつきましては、このたびの要望は、昨年の J R 北海道等への要望活動にかかわる一連の流れに倣いまして、同様に内部の手続をとってから議会へ情報提供、それから情報共有を図ったものでありますので、不備はなかったものというふうには考えてございます。

○高橋(龍)委員

では最初に、国に対しての要望書ということは考えなかったのか、改めてお示しいただけますか。

○(総務)企画政策室佐藤(直之)主幹

国に対する要望につきましては、現在検討中ということですので、まだ具体的なところは見出せていないということでございます。

○高橋(龍)委員

では、御答弁の中にあつた他の自治体に伝えたことでの大きな影響はないというふうにおっしゃっていましたが、これに関してその真意を改めてお聞かせください。

○(総務)企画政策室佐藤(直之)主幹

答弁の中で大きな影響はないということでしたけれども、今までも市長は公約で原発再稼働反対を掲げまして、それから議会でその考え方を示しております。それから、市民からもこの要望活動に対して、特に反対の意見はなかったということで認識をしているところであります。

○高橋(龍)委員

問題視しているのは、内容の部分ではなくて、この手続というか、プロセス的な部分なのですが、いきなり廃炉というのはどうかと思うという御意見もあつたわけで、これを大きな影響はないというふうに言うてしまうことは、後志の首長からいただいたコメントということで、遺憾だと言つてらっしゃるわけですね。これに対して、大きな影響がないと言つてしまうのは、どうなのかと思うのですけれども、これに関しての御見解はいただけますか。

○(総務)企画政策室佐藤(直之)主幹

大きな影響がないというお話はさせていただきました。一部の自治体から、この要望の早期の廃炉についてはいかがという御意見もいただきましたけれども、他の自治体からは、小樽市の要望活動ということですので、特にコメントをするものではないという意見もいただきましたので、それが大勢の意見なのかなという認識で進めさせていただいております。

○高橋(龍)委員

これは可能かどうか、テクニカルな部分はわかりませんが、例えば要望書に関しての議会議論を行うということは、市長は思わなかったのでしょうか。公約の一つであるとしても、白紙委任というわけではないですか。丁寧な議論を、特にデリケートな問題ですから、していかなければならないと思っているのですよ。結果的に、他の自治体とのハレーションにもつながりかねないと思いますので、これに関して市長の御見解をお伺いします。

○市長

私自身は、このお役目について、今この時点でもう間もなく 2 年になろうとしています。その間におきましても、議会議論であつたりとか、市民の皆様の声幅広く聞いてきたと認識をしているところでございます。それをこれからもよりこの議会の中においても、議論を深めたいと私自身も思っておりますし、さらに市民の皆様の声に耳を傾けて、その中で私なりにどう行動していくのかということをやはり取り組んでいかなければならない、このように考えているところでございます。

○高橋(龍)委員

と、おっしゃるのであれば、ぜひその後志の首長の皆さんに電話連絡をしてメールをしたということですから、

その前に、例えば我々議員に説明をいただくなど、今後そういったプロセスをきちんとステップを踏んだ上でやっていただければと思います。

続いて、市長の政治姿勢についてお伺いをしていきますけれども、まず、市民の定義、本市としての市民の定義、お聞かせください。

○(総務)企画政策室品川主幹

制度や文脈によって異なる場合がありますけれども、小樽市自治基本条例におきましては、市内に住所を有する者並びに市内において働く者、学ぶ者、事業活動を行う者及び活動する団体として定義してございます。

○高橋(龍)委員

では、市長にお伺いします。市長は市民の声を広く聞く、特定の方でなく、市民全体に対して公平な市政運営を行っていくという認識でよろしいでしょうか。つまり偏った主義主張がないかということの確認です。

○市長

そのとおりでございます。

○高橋(龍)委員

では、経済界などに対しても、御自身の支持者などと変わらず、きちんと御意見を聞くということによろしいですか。

○市長

おっしゃるとおりでございます。私は、今までが逆にその団体関係者の方々の声のほうが強く市政に対して影響していたのではないかと感じております。何が言いたいかというと、今までもお話しさせていただいておりますが、いわゆるそのような団体等に所属されていない市民の皆様にとっては、市政運営が雲の上で行われていたのではないかという印象を非常に何度も受けてきたところでございます。ですから、私といたしましては、極論を言えば、市民12万人の皆様が、皆様それぞれに市政にかかわっていただきたい。そこにおいて私は差異がないというふうに感じておりますので、私はそれに向けて今一生懸命取り組んでいるところでございます。

○高橋(龍)委員

では、今定例会において、共産党小貫委員の御質問の中で、市長は後援会の方に進言されてはどうかという内容の御質問があったかと思っておりますけれども、これに対して市長は、後援会の方も市民であり、経済活動なども行っているもので、私から進言することはしないと言ったように認識しております。これ間違いはないかと思っておりますけれども、であるならば、市民であり、経済活動を行っている商工会議所に対して変わるべきと言ったことに対して、整合性がとれないように思えますけれども、いかがですか。片方には変わるべきと言って、片方には進言しないと言っていることに関して。これが偏っているというふうに見られてしまっているわけですよ、現状。だから、そこに関しての市長の御見解をお伺いします。

○市長

私は、小貫委員にもそのように答弁しておりますけれども、ですからこそ私は経済界に対して特別な扱いをしているわけではないということでございます。やはり今までは、商工会議所等含めてかなり市政に対しての影響というのは強かったと私は認識しておりますが、そのような団体等も含めて、市民の皆様ですので、ですから、その団体だから特別扱いをするということではないということでございます。

○高橋(龍)委員

私自身は、正直この小樽をよくしていくために、どの組織が悪いとか、どの組織がいい……

(発言する者あり)

まあ聞いてください。というふうには思わないですし、各業界、個人、それぞれの意見がきちんと尊重されるべきだと私は思っておりますけれども、今の市長のお話を伺うと、旧体制が悪くて、今の体制が正しいというように見

えてしまうのですが、御自身として、これまでの体制批判をされていますけれども、そこ調整をしていくという、その調整力が不足しているという認識はありますか。

○市長

そのような認識は持ってはおりません。現在においても、商工会議所の方々が市政の中でかかわっていただいているという実態があります。つまりは全てにおいて拒否をしているわけではありませんから。ただ、これも今までも答弁させていただきましたが、そのような団体の方々が、同じ方が小樽市に複数ある審議会に幾つも出られている、これだけ小樽に12万人、しかも市政をまちをよくしていきたいという思いを持っている方々がたくさんいる中で、市における審議会という数は限りがあるにもかかわらず、お一人の方が五つまたは複数の審議会等含めて御参加をいただいている。いわゆるそのような状況になっていることを、改善を図りたいとお話をさせていただいているところでございます。ですから、その改善を図ることを、ぜひ商工会議所にも受け入れてくださいということで、変わってほしいという表現になっているところでございます。

○高橋(龍)委員

では、たびたび市長がおっしゃる、きょうも出ていましたが、「私はそうは思っていない」という意思表示をされますけれども、これ判断の主体が市長でないとき、例えばその法令などによるものに対しても、御自身の判断基準というのを持ち出している節が見受けられます。それについてどう考えますか、と質問したら、恐らく私はそうは思っていないとおっしゃるでしょうから、ここに関しては聞きません。

今挙げた例の中でも、御自身のルールを周りに強制しているように見えてしまうところがあるのですよ。

(「そうですかね」と呼ぶ者あり)

広域連携もまた市内でも、各団体ときちんとした関係をぜひ構築していただきたいと、そうっておいででなければ、少し私の話を聞いてください。

自分が市長になったから、議会も経済界も市役所も自分に合わせて変わるべきというふうには、私は見えてしまっています、正直。みずからもその正当性を主張するというだけでなく、意見の相違に対しては、お互いの妥協点を探るといのが、市長に求められていることだと思います。これを御認識していただきたいのですが、ここに関して市長の所感をお伺いします。

○市長

まず、質問の中で、それこそ、私、今所感というお話しされましたけれども、所感を質問の中で求められたりとか、または所信に対しての御質問、見解等を求められたときに、私自身がどう思うか思わないかはやはり表現としてということには起り得ると思っているところでございます。

(「それはあるのはわかる」と呼ぶ者あり)

また、法令においても、解釈の違い等はどうしても出てくるところもありますので、ですから、それに基づいて私に御指摘をされたときに、その解釈が違う場合においても、そのように表現することはあると思っているところでございます。

私といたしましては、今までも答弁させていただいておりますが、市政そのものにおける取り組みが、私が就任することによって、今までと変わってきているところがございます。それは方向性はもちろんですが、市における携わり方であったりとか、またはいろいろな変化が市役所内で起きている中で、同じことを求められていても難しいときはやはりあります。今まではこうだったから、例えば審議会、ここですと所属していたので、必ずさせていただきますとか、そのように求められても難しいので、そのようにずっと今までと同じことを求められたときに、やはり今までとは市政が違うので、ですから相手側においても変わってくださいという話をしているだけのことでありますので、その団体等を表現が合うかわからないのですけれども、私から他の団体なのに上から目線かどうか、そういうようなことを考えながらやっているわけではありません。あくまで市政そのものが方向性とかが変わ

った中ですから、ぜひ相手側もそのことを受け入れて変わっていただきたいと思います。私はそのように望んでいることを、今までも答弁をさせていただいたところでございます。

○高橋(龍)委員

今お答えいただきましたが、やはり若干認識のずれがあると思います。だから、その相手に対して変わってほしいというふうにおっしゃったのは、上から目線ではないというふうに言っていただきましたけれども、「私はそうは思いません」と思っている方が中にはいらっしゃるかと思います、相手方にもですよ。だから、きちんと、先ほども言いましたけれども、お互いの妥協点を探るということをやっていたかなければ、この先、危惧するところが出てきますから、そこは今以上にもっと相手方の御意見を聞いて、尊重して、お互いよくなるように心がけていただきたいと思います、これは私からの要望です。

◎除排雪について

次に、先ほどの議論を聞いていて、除排雪に関して伺いたいことがございますから、お答えいただければと思います。

2月9日のくだんの排雪についてですけれども、仮に当日が排雪の作業日だったとしたら、そのとき行われていた作業というのは、危険な作業ではなかったのでしょうか。もしくは、通常の作業としても不適切であったと捉えていますか。

○(建設)雪対策課長

今回2月9日に行っていた作業というのは、中央分離帯の高くなった雪を落とす作業、それを排雪する作業、それと通常の歩道の前にある雪を排雪する作業でございますので、これにつきましては今年度は途中でとまりましたけれども、例年といいますか、やっている年もありますので、通常の作業だと考えております。

○高橋(龍)委員

それでは、市長がおっしゃった危険な作業だったから、まず声をかけたというところですが、これが通常の作業として適切であるならば、なぜ危険だと認識されたのかお伺いできますか。

○市長

先ほど、担当職員からお話が出たのは、あくまでも協議事項の中において、そのようにお話をされていたと。私は先ほども斉藤陽一良委員のときに答弁しておりますが、本来であれば、そのような作業をするときに、通行どめにするのが本来であると思っております。ですから、バリケードを張って、その中において作業を行う。ですから、いわゆる車であったりとか、歩行者に対するの安全管理もちろんそうでしょうけれども、車はその作業しているところではないところ、ですから、反対路線を片側交互通行にしたりとかまたは迂回をしてもらうということが、一つの安全対策として行われるべきことなのかなというふうに思っておりますが、私自身その場に行ったときに、それとは違う状態であったのは事実でございます。

そして、先ほども答弁いたしました、その業者の側から出てきた資料、これは3月2日ですから、きょう何日でしょう、3日。ですから、きのう、その業者からこういう作業していましたというふうにいただいた書類においては、いわゆる作業範囲内を通行どめにして作業していますよと、書類上は来ましたが、現実はそうではなかった。そして、私がその場を確認させていただいたときに、それは危険だというふうに私自身は感じたというところでございます。

○高橋(龍)委員

では、確実にそれを通行どめをしなければならぬという決まりなのか、誘導員がいて片側交互通行ができれば、業務上差し支えがないのか、担当部署からお伺いしてもいいですか。

○(建設)雪対策課長

一般的なこととして言わせていただきますと、今回の作業箇所は片側に2車線があって中央分離帯があって片側

が 2 車線、4 車線あるような道路ですけれども、一般的なところにはそういうような道路は小樽市には、なかなか小樽市道には少ないわけで、基本的には作業の横を通行させるのであれば、安全に通行させなければいけない。安全に通行することが難しいと思われるのであれば、迂回なり作業を少し待ってもらったり通行どめということをしなければいけないというふうに考えております。

○高橋(龍)委員

誘導員がいて、片側交互通行をさせているということを考えたときには、安全に通行ができると考えますか、もしくはそれであっても危険だという判断をされますか。

○(建設)雪対策課長

いろいろな現場条件というものがありますので、一概には言えませんが、ただ、安全に通行できるのであれば片側交互通行、一般論としてそういう作業制御方法というのはございますし、それは夏冬かわらずそういうものがございますので、それについては余り危険だということにはならないと思われま

○高橋(龍)委員

では、少し切り口を変えてお伺いします。市長、中断の指示、中止の指示をされていないという御発言をいただきました。では、つまり自発的に事業者の側が中止をしたということによろしいでしょうか。

○市長

その日の段階において、そこまでは確認できておりませんので、ですから、市の業務担当員等がその後絡んだかどうかまでは、残念ながらその日には確認できておりませんので、結果どのような過程で取りやめられたかというところは、私自身は把握はできておりません。

○高橋(龍)委員

とてもこの議論を聞いていて不思議だったのは、中断の指示をしていないのであれば、なぜ作業がとまったか、その理由なのですよね。危険な作業であったからなのか、市長が危険ですよというふうに確認を求めました。それに対して事業者が、自分たちが危険な作業をしていたというふうに自分で認めたから自発的にとめたのか、もしくは排雪日の連絡ミスがありました、そこに対して計画と違ったということを確認したからとめたのか、いずれのこ

(「そうですね。わからない」と呼ぶ者あり)

雪対策課では押さえていないですか。

○(建設)雪対策課長

雪対策課の職員は現地にはいませんでしたので、業者から次の日にお聞きした話では、市長が来られて、予定にない作業をしているということを言われて、それで業務主任、そこにはいなかったのですけれども、現場で作業指揮していた方が業務主任に連絡して、作業をやめたというふうなことは聞いております。

○高橋(龍)委員

その業務主任の方、作業中止を判断した際に、何を見て予定にないということを知ったのでしょうか。もともと 2 月 8 日の時点で排雪を取りやめることが市の側では決まったわけですよね。それに対して、それが伝わっていなかったということは、業者の方々は自分たちがやる日だと思ってももちろん行っているわけですよ。市長とお話をし

○(建設)雪対策課長

きょうやる日ではないのだと知ったということですが、そこについては業者側の考えというのは我々把握しておりません。ただ事実なのは、その日やるということについて、雪対策課のほうで、私ですけれども、間違

○高橋(龍)委員

では、可能であればですけども、その業者の方に、その日作業をとめた理由を聞いていただけますか。この予算特別委員会の期間内に可能であれば、お示しいただければと思います。

また、先ほど建設部長からのお答えの中で、委託者である市長が指示をしても差し支えないというふうに言っていたやに聞こえますけれども、これに関してどうですか。もう少し具体的に説明をしていただければ、お示しください。

○建設部長

1点目の業者で、やめたというか、中止したという理由については、担当から確認をしたいと思います。

それからもう一つ、今、法文上の話の御質問ですけども、私申し上げましたのは、普通、委託・受託事業、除雪は委託事業でございますので、委託者と受託者の関係でございます。その中で、契約では、こちらで業務担当員が選任されて、あちらでは業務主任が選任されますので、その中で例えば協議ですとかそういったものはするというふうになっております。ただ、では全てが業務担当員を経由しなければならないのか、若しくはあちらですと業務主任ですね、こちらのほうを経由しなければ、お互いにそれだけの間の、そのお二人だけは一般的にはそれを窓口にするのですが、それ以外の方が、うちで言うと、その者が意思表示をできないのかということになると、法文上あくまでも一般的には、業務担当員と業務主任はしますが、法文上できないのかということそれは、委託者と受託者というふうに契約に書いていますので、それはできないことはない、あり得るということで私は答弁しているつもりでございます。

○高橋(龍)委員

であれば、今後、同じような事例が起こった場合に、市長が業者の方にやめてくださいということも可能かどうかというふうにおっしゃっているように聞こえますが、この辺どうなのでしょう。

○建設部長

法文上はあくまでもできるということになるかと思いますが、ただ、実際にやるかどうか、それから先ほどから繰り返すと思うんですけども、業務担当員と業務主任でやるのが通常のルール、大原則ですので……、

(「それ、できるの」と呼ぶ者あり)

それをやるかどうかということは別において、法文上は……

(「できるの」と呼ぶ者あり)

可能かどうかということにつきましては、可能であると私は申しているだけでございます。

(「全然違うよ」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

(「とんでもないな」と呼ぶ者あり)

○高橋(龍)委員

委託者はあくまで市ですよ。そこのトップである市長だから、それができるということですか。ほかの市の職員の方はできないということですか。

○建設部長

私は市長だけがと言っているつもりではなく、委託者といいますと、市長をトップにして、それぞれ権限にして業務で、除雪で言うとその次に除雪対策本部長、副市長おります、それから次に私がおります。その後、雪対策の担当の次長がおります。それから雪対策課長がおります。その次に係長がおります。その者については、それぞれ専決の中で当然権限がありますので、その中で指示は法文上はできるということで申し上げます。権限がある限りにおいて。ただし、一般的には業務担当員と業務主任を通して行うのが通常のルールであるということで申し上げます。

○高橋(龍)委員

では、その法文上の市の範囲というのは、雪対策課もしくは建設部までなのか、それとも一般職の職員までということなのか、明確な規定が恐らくないかとは思いますが、どう判断されていますか。

○建設部長

あくまで法律上は市ということになっています、委託者は。ただ、それぞれ業務があります。所管事項がございます。それはあれは組織規則だったと思うのですが、それぞれ部において何をやります、課においては何をやりますということで決めているルールがございます。

(「誰でも指示できるべや」と呼ぶ者あり)

規則がございます。その中で所管している者に配属されている者は、それぞれ権限を持っています。そういった中で、普通、係員は業務担当者がやりますので、主査の場合もありますけれども、そういったことで、その係員から最終的には市長が、契約書には入っている名義人でありますので、その委託者、その組織の中では権限を持っている者については、法文上はあり得るということを申しております。

(「市の職員なら、何でもできるということだべや」と呼ぶ者あり)

(「間違いないんだべな」と呼ぶ者あり)

○委員長

新たな考え方だね。

○高橋(龍)委員

では、もうまとめに入りますけれども、非常に拡大解釈であると思わざるを得ません。ここに関して私も詳しい法令上の知識を持ち合わせていませんので、改めてお調べして、また今後の議会議論に生かしていきたいと思えますけれども、先ほどの御答弁のことを総括いたしますと、現場職員以上の人間、例えば建設部相庭部長もそうですし、次長であるとかまたは市長も指示をして、原則的には現場の担当だけでも、何かあった場合には、それらの皆さんも指示ができるという認識で、小樽市はいるということによろしいですね。

○建設部長

繰り返して言いますが、あくまでも業務担当員と業務主任の中でやるというのが大原則でございます。ただ、何かのことでできないのかと言われると、法文上はできるということで答弁しているところでございます。

○委員長

民進党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。